

予算決算常任委員会提出資料

平成30年度当初予算編成に向けての基本的な考え方

平成29年10月

みえ県民カビジョン・行動計画 政策体系・行政運営の取組

政 策	施 策	担当部局
I 「守る」 ～命と暮らしの安全・安心を実感できるために～		
1 防災・減災	111 災害から地域を守る人づくり	防災対策部
	112 防災・減災対策を進める体制づくり	防災対策部
	113 治山・治水・海岸保全の推進	県土整備部
2 命を守る	121 地域医療提供体制の確保	健康福祉部医療対策局
	122 介護の基盤整備と人材の育成・確保	健康福祉部
	123 がん対策の推進	健康福祉部医療対策局
	124 こころと身体健康対策の推進	健康福祉部医療対策局
3 共生の福祉社会	131 障がい者の自立と共生	健康福祉部
	132 支え合いの福祉社会づくり	健康福祉部
4 暮らしの安全を守る	141 犯罪に強いまちづくり	警察本部
	142 交通事故ゼロ、飲酒運転0（ゼロ）をめざす安全なまちづくり	環境生活部
	143 消費生活の安全の確保	環境生活部
	144 薬物乱用防止と動物愛護の推進等	健康福祉部
	145 食の安全・安心の確保	健康福祉部
	146 感染症の予防と拡大防止対策の推進	健康福祉部
	147 獣害対策の推進	農林水産部
5 環境を守る	151 地球温暖化対策の推進	環境生活部
	152 廃棄物総合対策の推進	環境生活部廃棄物対策局
	153 豊かな自然環境の保全と活用	農林水産部
	154 大気・水環境の保全	環境生活部

II 「創る」 ～人と地域の夢や希望を実感できるために～		
1 人権の尊重と多様性を認め合う社会	211 人権が尊重される社会づくり	環境生活部
	212 あらゆる分野における女性活躍の推進	環境生活部
	213 多文化共生社会づくり	環境生活部
2 学びの充実	221 夢や希望をかなえる学力と社会参画力の育成	教育委員会
	222 人・自然の中で伸びゆく豊かな心の育成	教育委員会
	223 健やかに生きていくための身体の育成	教育委員会
	224 自立と社会参画をめざした特別支援教育の推進	教育委員会
	225 笑顔あふれる安全で安心な教育環境づくり	教育委員会
	226 地域に開かれ信頼される学校づくり	教育委員会
	227 地域と若者の未来を拓く高等教育機関の充実	戦略企画部
	228 文化と生涯学習の振興	環境生活部
3 希望がかなう少子化対策の推進	231 少子化対策を進めるための環境づくり	健康福祉部子ども・家庭局
	232 結婚・妊娠・出産の支援	健康福祉部子ども・家庭局
	233 子育て支援と家庭・幼児教育の充実	健康福祉部子ども・家庭局
	234 児童虐待の防止と社会的養護の推進	健康福祉部子ども・家庭局
4 スポーツの推進	241 競技スポーツの推進	地域連携部スポーツ推進局
	242 地域スポーツと障がい者スポーツの推進	地域連携部スポーツ推進局
5 地域の活力の向上	251 南部地域の活性化	地域連携部南部地域活性化局
	252 東紀州地域の活性化	地域連携部南部地域活性化局
	253 中山間地域・農山漁村の振興	地域連携部
	254 移住の促進	地域連携部
	255 協創のネットワークづくり	環境生活部
	256 市町との連携による地域活性化	地域連携部

III 「拓（ひらく）」 ～強みを生かした経済の躍動を実感できるために～		
1 農林水産業	311 農林水産業のイノベーションを支える人材育成と新たな価値の創出	農林水産部
	312 農業の振興	農林水産部
	313 林業の振興と森林づくり	農林水産部
	314 水産業の振興	農林水産部
2 強じんて多様な産業	321 中小企業・小規模企業の振興	雇用経済部
	322 ものづくり・成長産業の振興	雇用経済部
	323 「食」の産業振興	雇用経済部
	324 地域エネルギー力の向上	雇用経済部
	325 戦略的な企業誘致の推進と県内再投資の促進	雇用経済部
3 世界に開かれた三重	331 国際展開の推進	雇用経済部
	332 観光の産業化と海外誘客の促進	雇用経済部観光局
	333 三重の戦略的な営業活動	雇用経済部
4 雇用の確保と多様な働き方	341 次代を担う若者の就労支援	雇用経済部
	342 多様な働き方の推進	雇用経済部
5 安心と活力を生み出す基盤	351 道路網・港湾整備の推進	県土整備部
	352 公共交通の確保と活用	地域連携部
	353 安全で快適な住まいまちづくり	県土整備部
	354 水資源の確保と土地の計画的な利用	地域連携部

施策の推進を支えるために		
行政運営	1 「みえ県民カビジョン」の推進	戦略企画部
	2 行財政改革の推進による県行政の自立運営	総務部
	3 行財政改革の推進による県財政の的確な運営	総務部
	4 適正な会計事務の確保	出納局
	5 広聴広報の充実	戦略企画部
	6 情報システムの安定運用	地域連携部
	7 公共事業推進の支援	県土整備部

目 次

<施策>

I 「守る」 ～命と暮らしの安全・安心を実感できるために～

- 1 防災・減災
 - 1 災害から地域を守る人づくり (1 1 1) 2 頁
 - 2 防災・減災対策を進める体制づくり (1 1 2) 6 頁
 - 3 治山・治水・海岸保全の推進 (1 1 3) 12 頁
- 2 命を守る
 - 1 地域医療提供体制の確保 (1 2 1) 16 頁
 - 2 介護の基盤整備と人材の育成・確保 (1 2 2) 22 頁
 - 3 がん対策の推進 (1 2 3) 26 頁
 - 4 こころと身体 の健康対策の推進 (1 2 4) 30 頁
- 3 共生の福祉社会
 - 1 障がい者の自立と共生 (1 3 1) 34 頁
 - 2 支え合いの福祉社会づくり (1 3 2) 40 頁
- 4 暮らしの安全を守る
 - 1 犯罪に強いまちづくり (1 4 1) 44 頁
 - 2 交通事故ゼロ、飲酒運転0 (ゼロ) をめざす安全なまちづくり (1 4 2) 46 頁
 - 3 消費生活の安全の確保 (1 4 3) 48 頁
 - 4 薬物乱用防止と動物愛護の推進等 (1 4 4) 50 頁
 - 5 食の安全・安心の確保 (1 4 5) 54 頁
 - 6 感染症の予防と拡大防止対策の推進 (1 4 6) 56 頁
 - 7 獣害対策の推進 (1 4 7) 60 頁
- 5 環境を守る
 - 1 地球温暖化対策の推進 (1 5 1) 62 頁
 - 2 廃棄物総合対策の推進 (1 5 2) 64 頁
 - 3 豊かな自然環境の保全と活用 (1 5 3) 66 頁
 - 4 大気・水環境の保全 (1 5 4) 70 頁

II 「創る」 ～人と地域の夢や希望を実感できるために～

- 1 人権の尊重と多様性を認め合う社会
 - 1 人権が尊重される社会づくり (2 1 1) 74 頁
 - 2 あらゆる分野における女性活躍の推進 (2 1 2) 78 頁
 - 3 多文化共生社会づくり (2 1 3) 82 頁

2 学びの充実

- 1 夢や希望をかなえる学力と社会参画力の育成(221) 84頁
- 2 人・自然の中で伸びゆく豊かな心の育成(222) 88頁
- 3 健やかに生きていくための身体の育成(223) 90頁
- 4 自立と社会参画をめざした特別支援教育の推進(224) 94頁
- 5 笑顔あふれる安全で安心な教育環境づくり(225) 96頁
- 6 地域に開かれ信頼される学校づくり(226) 100頁
- 7 地域と若者の未来を拓く高等教育機関の充実(227) 104頁
- 8 文化と生涯学習の振興(228) 108頁

3 希望がかなう少子化対策の推進

- 1 少子化対策を進めるための環境づくり(231) 112頁
- 2 結婚・妊娠・出産の支援(232) 116頁
- 3 子育て支援と家庭・幼児教育の充実(233) 120頁
- 4 児童虐待の防止と社会的養護の推進(234) 126頁

4 スポーツの推進

- 1 競技スポーツの推進(241) 130頁
- 2 地域スポーツと障がい者スポーツの推進(242) 134頁

5 地域の活力の向上

- 1 南部地域の活性化(251) 138頁
- 2 東紀州地域の活性化(252) 140頁
- 3 中山間地域・農山漁村の振興(253) 142頁
- 4 移住の促進(254) 146頁
- 5 協創のネットワークづくり(255) 150頁
- 6 市町との連携による地域活性化(256) 152頁

III 「拓く」 ～強みを生かした経済の躍動を実感できるために～

1 農林水産業

- 1 農林水産業のイノベーションを支える人材育成と新たな価値の創出(311) 154頁
- 2 農業の振興(312) 158頁
- 3 林業の振興と森林づくり(313) 162頁
- 4 水産業の振興(314) 166頁

2 強じんて多様な産業

- 1 中小企業・小規模企業の振興(321) 170頁
- 2 ものづくり・成長産業の振興(322) 176頁
- 3 「食」の産業振興(323) 182頁

4	地域エネルギー力の向上 (3 2 4)	184頁
5	戦略的な企業誘致の推進と県内再投資の促進 (3 2 5)	188頁
3	世界に開かれた三重	
1	国際展開の推進 (3 3 1)	192頁
2	観光の産業化と海外誘客の促進 (3 3 2)	196頁
3	三重の戦略的な営業活動 (3 3 3)	200頁
4	雇用の確保と多様な働き方	
1	次代を担う若者の就労支援 (3 4 1)	204頁
2	多様な働き方の推進 (3 4 2)	208頁
5	安心と活力を生み出す基盤	
1	道路網・港湾整備の推進 (3 5 1)	212頁
2	公共交通の確保と活用 (3 5 2)	216頁
3	安全で快適な住まいまちづくり (3 5 3)	220頁
4	水資源の確保と土地の計画的な利用 (3 5 4)	224頁

<行政運営>

施策の推進を支えるために

1	「みえ県民力ビジョン」の推進	228頁
2	行財政改革の推進による県行政の自立運営	232頁
3	行財政改革の推進による県財政の的確な運営	236頁
4	適正な会計事務の確保	240頁
5	広聴広報の充実	242頁
6	情報システムの安定運用	246頁
7	公共事業推進の支援	248頁

平成30年度当初予算編成に向けての基本的な考え方

〈施策〉

施策 111 災害から地域を守る人づくり

【主担当部局：防災対策部】

県民の皆さんとめざす姿

多くの防災人材が地域で活躍する中、県民の皆さん一人ひとりの防災意識が防災行動へと結びつき、助け合いや支え合いによる災害に強い地域づくりが進んでいます。

平成31年度末での到達目標

防災人材の活躍によって、「自助」「共助」が促進されることにより、近い将来に発生が予想される地震や年々勢力を増す台風、集中豪雨など、「必ず起こる」大規模災害発生に備えた、人的被害を最小限に抑えることのできる環境づくりが進んでいます。

県民指標						
目標項目	27年度	28年度	29年度		30年度	31年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
率先して防災活動に参加する県民の割合		50.5%	54.0%		57.0%	60.0%
	47.4%	49.4%				
目標項目の説明と平成30年度目標値の考え方						
目標項目の説明	過去1年間に地域・職場での防災活動に参加したことがある県民の割合（防災に関する県民意識調査）					
30年度目標値の考え方	防災活動に参加する県民の割合を、毎年度3%程度高めることを目標として設定しました。					

活動指標							
基本事業	目標項目	27年度	28年度	29年度		30年度	31年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
11101 防災人材の育成・活用（防災対策部）	「みえ防災人材バンク」登録者の活動件数		150件	200件		250件	300件
		91件	158件				
11102 学校における防災教育の推進（教育委員会）	家庭や地域と連携した防災の取組を実施している学校の割合		90.0%	93.5%		97.0%	100%
		88.3%	90.3%				
11103 災害ボランティアの活動環境の充実（環境生活部）	「みえ災害ボランティア支援センター」に参画する団体数（累計）		9団体	10団体		11団体	12団体
		8団体	9団体				

現状と課題

- ①防災人材の育成・活用について、「みえ防災・減災センター」において、みえ防災コーディネーターの新規育成講座や専門職防災研修の開催など防災人材の育成や活用促進に取り組みました。引き続き、防災人材の育成を図るとともに、防災人材の活用を進める必要があります。また、県と津地方気象台との連携取組として、防災講演会やみえ風水害対策の日シンポジウムを共同で開催しました。引き続き、気象台の専門性を活用した取組を促進する必要があります。
- ②企業の防災力の向上について、「みえ防災・減災センター」の「みえ企業等防災ネットワーク」と連携して、企業のBCP作成支援や防災人材の育成など企業防災の取組を支援するとともに、四日市コンビナート企業の強靱化の取組について、雇用経済部と連携し、BCPの作成や訓練などソフト面での支援を強化しています。引き続き、企業防災の取組を支援する必要があります。
- ③「みえ防災・減災アーカイブ」について、地域の防災教育に活用するため、昭和東南海地震などの体験談や県内の防災紙芝居を追加収集するとともに、各種イベント等でアーカイブのPRを行いました。引き続き、「防災の日常化」に向けて、「みえ防災・減災アーカイブ」の充実・周知を図る必要があります。
- ④「津波避難に関する三重県モデル」や「避難所運営マニュアル」の作成について、地域の取組を促進させるため、市町や地域防災総合事務所・地域活性化局と連携して、防災技術指導員や「みえ防災人材バンク」の登録者を活用した支援を行っています。引き続き、関係機関と連携しながら、地域の取組を支援する必要があります。
- ⑤「三重県防災・減災対策行動計画（仮称）」の策定にあたり、県全体の防災・減災対策の進捗状況について、ヒアリングやアンケートを実施した結果、「自助」「共助」の進捗の遅れが明らかになりました。このため、全県的に取組が進んでいない解決困難な課題に対し、県が積極的に支援する必要があります。
- ⑥自然災害から子どもたちの命を守るため、防災学習教材の充実や教職員の防災に関する知識の向上等に引き続き取り組み、学校における防災教育を推進する必要があります。
- ⑦「三重県広域受援計画（仮称）」におけるボランティアの受入体制の整備や、みえ災害ボランティア支援センターの設置マニュアル改訂を進めています。今後は、さらに関係機関と検討を重ねて、より充実した内容にしていく必要があります。また、災害時に県内外からの災害ボランティア等を円滑に受け入れられるよう、NPO・社会福祉協議会・市町等との連携を強化する必要があります。

平成30年度当初予算編成に向けての基本的な考え方

防災対策部

- ①防災人材の育成・活用について、「みえ防災・減災センター」を中心として、みえ防災コーディネーターの育成や「みえ防災人材バンク」への登録を進めるとともに、地域や住民による自主的な取組に対して人材派遣等の支援を行います。また、津地方気象台と連携した防災人材の育成等に取り組みます。
- ②企業の防災力の向上について、「みえ防災・減災センター」が実施する企業防災に関するアドバイザー機能をさらに充実することにより、企業のBCP作成や防災人材の育成を支援します。
- ③「みえ防災・減災アーカイブ」について、「みえ防災・減災センター」において、引き続き、次世代につなぐべき災害の記憶や記録の収集を進めるとともに、防災教育に活用できるコンテンツや市町防災計画を収集することにより、アーカイブの内容を充実し、これを活用して「防災の日常化」の実現を図ります。

- ④「津波避難に関する三重県モデル」や「避難所運営マニュアル」の作成について、市町や地域防災総合事務所・地域活性化局と連携し、引き続き、地域の取組を支援するとともに、市町とともに各地域における避難所開設訓練やHUG（避難所運営ゲーム）の実施を進めることにより、地域での「避難所運営マニュアル」作成を促進します。
- ⑤新たな行動計画の策定にあたり明らかとなった、効果的な取組手法が確立されていない「自助」「共助」の課題に対し、「みえ防災・減災センター」の機能を活用し、市町が行う主体的な取組について、センターと県が連携して支援を行い、課題解決につなげていきます。

教育委員会

- ⑥学校で防災学習がより効果的に実施されるとともに、家庭において児童生徒と保護者が防災について話し合うことができるよう、防災ノートなど防災学習教材の活用を図ります。
- ⑦家庭や地域と連携した体験型防災学習等の実施を支援するとともに、「みえ防災・減災センター」と連携して、学校防災リーダー等教職員を対象とする防災研修を行い、学校における防災教育を推進します。

環境生活部

- ⑧大規模災害時において県内外からの災害ボランティアを円滑に受け入れられるよう、みえ災害ボランティア支援センターの運営体制の充実や、災害時に備えたNPO・社会福祉協議会・市町等との「顔の見える関係づくり」に向けた取り組みを進めます。

施策 112 防災・減災対策を進める体制づくり

【主担当部局：防災対策部】

県民の皆さんとめざす姿

県、市町、防災関係機関などのさまざまな主体が、防災・減災対策に向け、それぞれの役割を果たすとともに、各機関の連携・協力体制がより強化され、「協創」の取組が進むことにより、県民の皆さんの命と暮らしを守る災害に強い社会づくりが進んでいます。

平成31年度末での到達目標

南海トラフ地震の発生や、年々勢力を増す台風、集中豪雨などの自然災害やコンビナートにおける事故等の災害発生に備え、県、市町、消防その他防災関係機関の連携体制の強化が図られ、それぞれの主体の取組により、災害対応力が充実・強化されています。

県民指標						
目標項目	27年度	28年度	29年度		30年度	31年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
「公助」による 防災・減災対策 の取組が進ん でいると感じ る県民の割合		88.2%	89.0%		89.5%	90.0%
	87.4%	85.8%				
目標項目の説明と平成30年度目標値の考え方						
目標項目 の説明	県をはじめとする防災関係機関の「公助」による防災・減災対策の取組が進んでいると実感している県民の割合（防災に関する県民意識調査）					
30年度目標 値の考え方	「公助」による防災・減災対策に関心を持ち、それを評価する県民の割合を90%以上とすることを目標に、平成29年度の目標値を89.5%と設定しました。					

活動指標							
基本事業	目標項目	27年度	28年度	29年度		30年度	31年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
11201 防災・減 災対策の推進 (防災対策部)	「三重県新地 震・津波対策行 動計画」等の計 画における主要 な行動項目の進 捗率		100%	100%		100%	100%
		92.6%	94.1%				
11202 災害対 策活動体制の充 実・強化（防災 対策部）	県・市町・防災 関係機関が連携 した実動訓練お よび県災害対策 本部等が主催す る図上訓練の回 数		11回	12回		13回	13回
		10回	13回				
11203 迅速な 対応に向けた防 災情報の共有化 (防災対策部)	「防災みえ。」 p」から防災情 報等を入手して いる県民の割合		19.5%	23.0%		26.5%	30.0%
		16.0%	16.4%				

活動指標		27年度		28年度		29年度		30年度		31年度	
基本事業	目標項目	現状値		目標値 実績値		目標値 実績値		目標達成 状況		目標値 実績値	
		11204 災害医療体制の整備 (健康福祉部医療対策局)	災害拠点病院の災害派遣医療チーム(DMAT)数	21		21		22			
11205 安全な建築物の確保 (県土整備部)	地震等の災害時において避難所として活用される建築物の耐震化率	28.6%		50.0%		42.9%		66.7%		83.3%	
11206 教育施設の防災対策 (教育委員会)	学校の屋内運動場等の天井等落下防止対策の未完了数	県立学校 83棟		県立学校 82棟		県立学校 65棟				県立学校 39棟	
		市町立学校 42棟		市町立学校 27棟		市町立学校 25棟				市町立学校 23棟	
		私立学校 8棟		私立学校 5棟		私立学校 3棟				私立学校 2棟	
		県立学校 83棟		市町立学校 42棟		私立学校 8棟		県立学校 82棟		市町立学校 27棟	
11207 緊急輸送道路の機能確保 (県土整備部)	緊急輸送道路上の橋梁のうち良好な状態である橋梁の割合	94.8%		95.0%		95.2%		95.6%		96.0%	
11208 消防救急体制の充実・強化 (防災対策部)	消防団員の条例定数充足率	95.3%		94.3%		95.5%		95.6%		95.7%	
11209 高圧ガス等の保安の確保 (防災対策部)	高圧ガス等施設における事故発生防止率	99.5%		99.3%		100%		100%		100%	

現状と課題

- ①「三重県新地震・津波対策行動計画」および「三重県新風水害対策行動計画」について、両計画に掲げた行動項目の目標達成に向け、関係部局が行動項目の実践に取り組んでいます。また、両計画が平成29年度に計画期間を終了することから、県内全市町へのヒアリング等の実施など、現在までの取組の検証を行いました。この検証結果に基づき、取り組むべき重点的取組テーマや行動項目を検討して策定する「三重県防災・減災対策行動計画(仮称)」について、着実に取組を進めていく必要があります。
- ②「三重県版タイムライン」について、本年6月から県災害対策本部総括部隊で使用するタイムラインの試行と検証を重ねるとともに、関係機関と調整を図りながら、総括部隊以外の他部隊のタイムラインの策定に取り組んでいます。引き続き、本年度策定する「三重県版タイムライン」を基に、地域機関や市町に取組を広げていく必要があります。

- ③「三重県業務継続計画（三重県BCP）」について、各部局における検証と見直しを行い、継続的な更新を進めています。市町のBCP策定について、未策定市町に対する事例提供や策定研修等の実施により、引き続き支援を行う必要があります。
- ④「DONETを活用した津波予測・伝達システム」について、伊勢志摩地域における運用を継続しています。また、県南部地域7市町への展開にあたって、国立研究開発法人防災科学技術研究所に県職員を派遣し、対象市町の津波被害シミュレーションの作成を開始しました。このシミュレーションの作成を継続するとともに、気象業務法に基づく津波予報業務の認可取得により、遅くとも平成31年4月には対象市町への津波予測情報の提供を開始する必要があります。さらに、伊勢湾岸地域への導入についても、関係市町の意見を聴きながら検討する必要があります。
- ⑤地域減災力強化推進補助金について、市町の防災・減災対策を支援するため、避難所の環境整備や洪水・土砂災害避難対策などの取組に補助を行っています。また、県北部海拔ゼロメートル地帯避難対策補助金により、対象市町が取り組む津波避難施設の建設や避難用ゴムボートの整備を支援しています。避難所運営体制の整備や災害時要援護者対策など取組が進んでいない課題について、県が積極的に支援を行い、市町の防災・減災対策をより促進する必要があります。
- ⑥災害対策活動体制の充実・強化について、「訓練でできないことは、いざという災害の時に絶対にできない」との考え方のもと、救出救助・道路の機能別図上訓練および総合図上訓練を実施しました。また、11月に予定している実働訓練（三重県・伊賀市・尾鷲市・紀北町総合防災訓練）では、テーマを「広域受援計画の検証」とし、事前調整を進めているところです。近い将来に発生が懸念される南海トラフ地震では、県内全域で大きな被害が想定されることから、今後も、県・市町・防災関係機関等が連携した訓練を通じて、充実・強化を図っていく必要があります。
- ⑦「三重県広域受援計画（仮称）」について、大規模災害時に国や他県、関係機関等の支援を円滑に受け入れ、効果的な被災者支援につなげるため、関係機関と計画策定の検討を進めるとともに、総合図上訓練を通じて検討内容の検証を行いました。引き続き、受援に係る活動内容を整理して「三重県広域受援計画（仮称）」を策定します。また、策定後は、本計画をふまえ、避難所までのラストワンマイルの物資輸送やボランティアの地域での受け入れ、他県等から市町への応援職員の受け入れなど、市町の受援体制の整備を進める必要があります。
- ⑧物資の備蓄について、昨年度末に策定した「三重県備蓄・調達基本方針」に基づき、セーフティネットとしての食料や飲料水の現物備蓄を進めています。また、現物備蓄以外の民間事業者の協力を得て行う流通備蓄については、昨年度調査した調達可能物資の品目や数量をふまえ、流通備蓄の拡充を進めていく必要があります。
- ⑨広域防災拠点について、北勢広域防災拠点の平成29年度末完成に向けて、土木構造物工事や無線設備工事等を進めています。また、災害時に各拠点の運用を円滑にできるよう、物資拠点の運用マニュアルを策定しています。本年度完成する北勢広域防災拠点をはじめ、各拠点が災害時に円滑に運用できるよう訓練等を実施し、検証していく必要があります。
- ⑩広域避難について、海拔ゼロメートル地帯対策の取組として、昨年度桑員地域2市2町で締結した「浸水時における広域避難に関する協定」を実効性あるものにするため、桑員地域2市2町と県が避難方法の検討を進めています。引き続き、広域避難に係る具体的な対応の検討を進める必要があります。
- ⑪防災ヘリコプター「みえ」について、平成29年9月から新しい機体による運航を開始しました。今後は、新しいヘリコプターの安全運航に努めるとともに、ヘリテレシステム等新たな装備について災害時に有効に活用できるよう、訓練等での活用を進める必要があります。

- ⑫危機事案の対応について、弾道ミサイル発射に伴うJアラート作動時の「三重県危機対策本部」の設置など初動体制の立ち上げと県民への情報提供について速やかに対応できる体制に整えました。また、Jアラート作動時における住民避難訓練について、国および津市と共同で実施し、弾道ミサイル落下時の取るべき行動や避難訓練実施状況をホームページなどにより啓発を行いました。引き続き、市町と連携し、迅速かつ的確な対応ができる体制の維持と県民への情報提供を行う必要があります。
- ⑬災害対応力の充実・強化を図るため、他県警察との合同災害警備訓練や警察本部と各警察署が連携した図上訓練などを実施しました。引き続き、各種訓練を実施するとともに、必要な資機材等についても整備を進める必要があります。
- ⑭防災通信ネットワークについて、常に通信が可能となるよう適正な維持管理を行っています。また、劣化している有線系機器の更新を行うとともに、津地方気象台等との連携を強化するための情報通信設備の整備を行っています。引き続き、適正な維持管理を行うとともに、平成34年11月末までに地上系防災行政無線設備を新しい技術基準に適合させるなど、設備の更新を行う必要があります。
- ⑮本年4月に運用開始した防災情報プラットフォームについて、気象情報・災害情報等を収集し、ホームページやメール配信等により県民に情報提供を行っています。また、災害対策本部において的確な対応が行えるよう、新しい防災情報システムを運用しています。引き続き、県民にわかりやすい情報の提供を行うとともに災害対応への活用を図るため、機能の改善を図る必要があります。
- ⑯国が主催する南海トラフ地震の発生を想定した大規模地震時医療活動訓練に参加し、国、他県、医療機関等との連携強化を図りました。南海トラフ地震等、大規模災害発生時における災害医療体制の整備を進める必要があることから、「三重県広域受援計画（仮称）」を策定し、受援体制の強化を図るとともに、災害拠点病院等におけるBCP（業務継続計画）の策定を促進することが必要です。また、災害医療コーディネーターをはじめとした災害医療に精通した人材の育成を進める必要があります。
- ⑰耐震診断が義務化された不特定多数の者が利用する大規模建築物等のうち、避難所として活用される建築物（ホテル、旅館等）の耐震改修が計画どおり進捗しています。また、耐震診断を義務付けた第一次緊急輸送道路を閉塞するおそれのある沿道建築物（避難路沿道建築物）について、補強設計、耐震改修の補助制度を新設するとともに、所有者の理解を得た建築物から耐震診断に着手しました。引き続き、建築物の早期の耐震化事業の実施に向けた取組を行う必要があります。
- ⑱木造住宅の耐震化について、無料耐震診断や設計、補強工事、空き家除却への補助事業を実施するとともに、耐震化促進のため、市町や関係団体と連携し、旧耐震基準の住宅所有者への戸別訪問を実施しています。今後、ニーズの高まっている空き家除却への支援とともに、制度周知が未だ十分でないことから効果的かつ効率的な戸別訪問による普及啓発を強化するなど、木造住宅の耐震化促進に向けた取組を継続する必要があります。
- ⑲県立学校の屋内運動場等の天井等落下防止対策について、平成29年度に10校17棟の対策工事と17校32棟の対策工事の設計を実施しています。すべての屋内運動場等の対策が完了できるよう着実に取組を進める必要があります。
- ⑳屋内運動場等の天井等落下防止対策が必要な私立学校を設置する学校法人に対し、耐震対策を促したところ、今年度中に2件（高等学校1件、幼稚園1件）の耐震対策が完了する予定です。引き続き、未完了の施設について耐震対策を促す必要があります。

- ④大規模災害発生後の救助活動や支援物資の輸送を円滑に行うため、緊急輸送道路に指定されている県管理道路等の橋梁点検を実施するとともに、点検結果に基づく修繕計画を策定し、計画的な修繕に取り組んでいます。また、緊急輸送道路の橋梁耐震化や架替えを進めています。引き続き、緊急輸送道路に指定されている県管理道路等の修繕や整備を進める必要があります。
- ②消防団の充実・強化に向けて、市町および三重県消防協会と連携し、10月1日から「みえ消防団応援の店」制度を開始しました。また、平成30年2月には入団促進キャンペーンを予定しています。引き続き、消防団員の入団促進、消防団の活性化に向けた取組を進める必要があります。さらに、消防本部間の連携・強化について、引き続き市町の実情をふまえながら、連携・協力等の推進を支援する必要があります。
- ③高圧ガス等の保安について、自主保安の徹底を図るため、取扱事業者等に対して保安検査、立入検査等を実施しました。引き続き、適正な保安管理等の徹底を図る必要があります。また、コンビナート防災対策について、「三重県石油コンビナート等防災計画」に基づき、保安に係る人材育成を支援する「産業安全塾」などの研修を実施しています。引き続き、コンビナート事業者の防災対策を促進する必要があります。

平成30年度当初予算編成に向けての基本的な考え方

防災対策部

- ①新たな行動計画である「三重県防災・減災対策行動計画（仮称）」について、計画のスタートに合わせ、喫緊の課題の解決に向けた取組を着実に推進するとともに、計画に掲げた各行動項目の目標達成に向け、必要な改善を図りながら取組を進めます。
- ②「三重県版タイムライン」について、津地方気象台をはじめとする関係機関と連携して、運用を重ねながら改善を図ります。また、県地域機関のタイムライン策定を進めるとともに、市町に対してタイムラインの策定を促進します。
- ③「三重県業務継続計画（三重県BCP）」について、引き続き各部局における検証と見直しを行い、継続的な更新を進めます。また、市町に対して業務継続計画（BCP）の策定を支援します。
- ④「DONETを活用した津波予測・伝達システム」について、伊勢志摩地域における運用を継続するとともに、県南部地域への早期導入を関係市町と連携して進めます。また、伊勢湾岸地域への導入についても検討します。
- ⑤地域減災力強化推進補助金および県北部海拔ゼロメートル地帯避難対策補助金について、市町の防災・減災に向けた主体的な取組の促進を図るため、有効活用を進めます。
- ⑥災害対策活動体制について、近い将来に発生が懸念される南海トラフ地震などを想定し、引き続き、県・市町・防災関係機関等が連携した訓練等を通じて、充実・強化を図ります。
- ⑦市町での受援体制について、避難所までの物資輸送や他県等から市町への応援職員の受け入れ等が円滑に進むよう、「三重県広域受援計画（仮称）」をふまえた支援を行います。
- ⑧物資の備蓄について、現物備蓄の適切な管理を行います。また、民間事業者の協力を得て行う流通備蓄について、昨年度に調査した調達可能物資の品目や数量をふまえ、流通備蓄の確保に向けて協定締結先の拡大などを進めます。
- ⑨広域防災拠点について、適切に維持管理を行うとともに、災害時において有効に機能を発揮できるよう訓練等を通じて運用方法を検証します。
- ⑩広域避難について、海拔ゼロメートル地帯対策の取組として、引き続き、桑員地域2市2町と連携し、広域避難に係る具体的な対応の整理を進めます。

- ⑪新防災ヘリコプター「みえ」について、安全運航に努めるとともに、訓練等を通じてヘリテレシステム等の活用について検証を重ねます。
- ⑫危機事案の対応について、対応力の強化を図るため、関係機関と連携した訓練を実施します。また、県民への分かりやすい情報提供を行います。
- ⑬防災通信ネットワークについて、引き続き適正な維持管理を行うとともに、地上系防災行政無線設備や有線系設備の更新に取り組みます。
- ⑭防災情報プラットフォームについて、地図を活用した気象情報・災害情報など県民にわかりやすい情報の提供を実施します。また、引き続き災害対応に活用しながら機能の向上を図ります。
- ⑮地域防災力の充実・強化に向けて、市町および三重県消防協会と連携し、「みえ消防団応援の店」制度の充実や消防団員の入団促進の取組を実施するとともに、消防本部間の連携・強化等について、関係市町の意向をふまえながら各地域の実情に応じた取組を進めます。
- ⑯高圧ガス等の保安について、適正な保安管理等を徹底するため、引き続き保安検査、立入検査等を実施するとともに、自主保安の推進を支援するための研修を行います。また、コンビナート防災対策について、コンビナート事業者に対し対策の周知を図ります。

健康福祉部

- ⑰南海トラフ地震の発生等、大規模災害発生時の受援体制を強化するため、「三重県広域受援計画（仮称）」に基づき医療活動に関する受援体制の充実・強化を図ります。また、災害拠点病院等において、災害時における適切な医療提供体制が確保できるよう、BCPの策定について支援します。さらに、災害医療に精通した人材育成を進めるため、災害医療コーディネーター研修の充実を図るとともに、DMATの国研修への参加促進や、災害看護研修等を実施します。

県土整備部

- ⑱大規模建築物等について、早期に耐震改修工事を完了させるとともに、避難路沿道建築物について、耐震診断および耐震改修を実施するよう、引き続き、市町と連携して所有者等に働きかけ、耐震診断や耐震改修等の支援を行います。
- ⑲普及啓発を強化するため、市町が関係団体に委託する等、これまで以上に効果的な戸別訪問に取り組むことができるよう支援します。また引き続き、無料耐震診断や設計、補強工事、空き家除却に対する補助事業を実施し、木造住宅の耐震化を促進します。
- ⑳緊急輸送道路に指定されている県管理道路等の計画的な修繕や整備を進め、非常事態に対応した輸送機能の確保を図ります。

教育委員会

- ㉑県立学校の屋内運動場等の天井等落下防止対策について、平成31年度に全棟の対策工事が完了するよう、計画的に取組を進めます。

環境生活部・健康福祉部

- ㉒私立学校の屋内運動場等の天井等落下防止対策について、学校法人に対し耐震対策を促すとともに、耐震対策に取り組む学校法人への支援を行います。

警察本部

- ㉓大規模災害発生時における救出救助等の活動を迅速かつ的確に実施するため、引き続き、実戦的な訓練を実施するとともに、必要な資機材等の整備を進めます。

県民の皆さんとめざす姿

洪水、土砂災害、高潮、地震、津波等からの被害を軽減させる「減災」の観点から、地域の実情をふまえた施設整備や適切な維持管理が行われるとともに、県民の皆さんの主体的な警戒避難に資する取組が進み、災害に対して安全・安心な社会づくりが進んでいます。

平成31年度末での到達目標

自然災害から県民の皆さんの生命・財産を守るための施設整備や、施設の適切な維持管理が行われ、自然災害への対策が講じられている人家数が増加しています。また、河川の浸水想定区域図の作成や土砂災害警戒区域等の指定などの取組が進み、県民の皆さんの主体的な警戒避難への支援が行われています。

県民指標						
目標項目	27年度	28年度	29年度		30年度	31年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
自然災害への対策が講じられている人家数		238,900戸	240,000戸		241,100戸	242,300戸
	237,700戸	238,900戸				
目標項目の説明と平成30年度目標値の考え方						
目標項目の説明	河川、砂防、海岸、治山事業により自然災害から守られる人家数					
30年度目標値の考え方	過去の実績と今後の事業費の見通しを勘案して平成30年度の目標値を設定しました。					

活動指標							
基本事業	目標項目	27年度	28年度	29年度		30年度	31年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
11301 洪水対策の推進(県土整備部)	浸水想定区域図作成河川数		5河川	10河川		15河川	20河川
		—	6河川				
11302 土砂災害対策の推進(県土整備部)	基礎調査実施箇所数		9,220か所	11,550か所		13,880か所	16,208か所
		7,520か所	9,686か所				
11303 高潮・地震・津波対策の推進(県土整備部)	堤防耐震化延長		34.1km	34.6km		35.1km	35.6km
		33.6km	34.1km				

基本事業	目標項目	27年度	28年度	29年度		30年度	31年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
11304 山地災害 対策の推進(農 林水産部)	山地災害危険 地区整備着手 地区数		2,112 地区	2,135 地区		2,157 地区	2,179 地区
		2,089 地区	2,119 地区				

現状と課題

- ①激甚化、頻発化する洪水・土砂災害・高潮からの被害を軽減するため、河川、砂防、海岸の施設整備を推進しています。また、川上ダム of 早期完成を引き続き促進するとともに、鳥羽河内ダムの用地取得を進めています。ソフト対策としては、県内全域で設立した水防災協議会で減災のための取組を協議しています。本年7月の九州北部豪雨において、多数の中小河川が氾濫し、甚大な被害が発生したことをふまえ、引き続き施設整備を推進するとともに、確実な避難に資するソフト対策に重点的に取り組む必要があります。特に、河川の浸水想定区域図の作成や水位・雨量情報システムの更新を進めるとともに、平成31年度の完了をめざし土砂災害警戒区域の指定に必要な基礎調査を計画的に進める必要があります。
- ②河川堆積土砂撤去については、異常な出水に伴う堆積土砂には災害復旧事業で、経年的な堆積土砂には、関係市町と共に優先度等を検討しながら、県単事業により対応しています。また、これらに加え、砂利採取制度も活用しながら対応しています。土砂撤去が必要な河川が多く残っていることから、引き続き継続した取組が必要です。また、土砂の発生抑制に向けた取組を促進していく必要があります。
- ③南海トラフ地震などの地震・津波による被害を軽減するため、国直轄事業を引き続き促進し、県管理の河川・海岸堤防や河口部の大型水門、ダム等の耐震対策を進めています。海岸堤防については、津波に対して粘り強い構造とする「海岸堤防強靱化対策」を進めるとともに、河川堤防の脆弱箇所の補修については、平成29年度完成をめざし取り組んでいます。引き続き地震・津波対策を計画的に進めていく必要があります。
- ④河川の大型水門、排水機場やダム等において、定期点検などにより施設の状態把握に努め、適切な予防保全対策を進めています。引き続き、定期点検とその結果に基づく適切な予防保全対策を進めていく必要があります。
- ⑤平成28年の台風等により被災した公共土木施設の早期復旧に取り組んでいます。平成29年に被災した公共土木施設の早期復旧が必要です。
- ⑥農地・漁港海岸堤防については、南海トラフ地震や津波・高潮などに対する安全性の確保を図るため、海岸堤防等の耐震対策や老朽化対策を進めています。引き続き防災・減災対策の取組を計画的に進めていく必要があります。
- ⑦台風や集中豪雨により発生した山地災害や治山施設の災害復旧に取り組むとともに、土砂流出防止機能が低下した保安林内の森林整備を進めています。引き続き、山地災害の復旧や被災した治山施設の機能回復を早期に進める必要があります。
- ⑧県民の生命・財産等を守るため、山地災害危険地区の施設整備未着手箇所で治山事業を実施し、災害の未然防止を進めています。引き続き、取組を進めていく必要があります。

県土整備部

- ①本年7月の九州北部豪雨災害など、激甚化、頻発化する洪水・土砂災害・高潮からの被害を軽減するため、河川、砂防、海岸の施設整備を推進します。河川については橋梁架替等による治水安全度の向上を、砂防については要配慮者利用施設、避難所、国道および県道等の保全を、海岸については高潮・侵食対策による堤防背後住民の生命・財産の保全を重点的に進めます。また、本体工事に着手した川上ダムの早期完成を促進します。鳥羽河内ダムについては用地取得の完了をめざすとともに本体工事の着手に向けた工事用道路の整備を進めます。これらのハード対策と合わせて、確実な避難に資するソフト対策に取り組むこととしており、河川の浸水想定区域図の作成や水位・雨量情報システムの更新、土砂災害警戒区域の指定に必要な基礎調査を計画的に進めます。
- ②河川堆積土砂については、河積阻害により浸水被害を助長する恐れがあることから、関係市町と共に優先度等を検討しながら、県単事業や砂利採取制度の活用および災害復旧事業で土砂撤去を進めます。また、土砂の発生抑制に向けた取組を促進していきます。
- ③地震・津波による被害軽減のため、国直轄事業を引き続き促進し、県管理の河川・海岸堤防や河口部の大型水門、宮川ダムのクレストゲート等の耐震対策を進めます。また、短時間で大きな津波に襲われることが想定される県南部を中心に、海岸堤防を津波に対して粘り強い構造とする「海岸堤防強靱化対策」を進めます。
- ④河川の大型水門、排水機場やダム等において、定期点検などにより施設の状態把握に努め、適切な予防保全対策を進めます。
- ⑤平成28年および平成29年に被災した公共土木施設の早期復旧に取り組みます。

農林水産部

- ⑥農地・漁港海岸堤防については、海岸堤防等の耐震対策や老朽化対策を進め、早期の事業効果発現に取り組めます。
- ⑦台風等による山地災害や被災した治山施設の早期復旧に取り組むとともに、土砂流出防止機能が低下した保安林内の森林整備を進めます。
- ⑧引き続き、山地災害危険地区の施設整備未着手箇所での治山事業を実施し、災害の未然防止を進めるほか、過去に整備した治山施設の機能を強化するなど、防災・減災機能の向上を図ります。

施策 121 地域医療提供体制の確保

【主担当部局：健康福祉部医療対策局】

県民の皆さんとめざす姿

県内の全ての地域において、急性期の医療から、回復期、慢性期、在宅医療に至るまでの一連のサービスを確保するとともに、医師や看護師等の医療従事者の確保や、地域間、診療科目間等の医師の偏在解消が行われることと合わせて、県民一人ひとりが医療機関を適切に受診することで、必要ときに安心して質の高い医療サービスを受けられる環境が整っています。

平成31年度末での到達目標

病床の機能分化・連携、医療従事者の確保等、地域の医療提供体制の整備を進めるとともに、県民の皆さんとの将来のあるべき医療提供体制の共有に向けた取組を通じ、地域の医療提供体制に対する県民の安心度が高まっています。

県民指標

目標項目	27年度	28年度	29年度		30年度	31年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
地域医療安心 指数	/	59.7%	63.2%		66.7%	70.0%
	56.2%	58.5%			/	/

目標項目の説明と平成30年度目標値の考え方

目標項目 の説明	地域医療に対する安心感を構成する重要な要素と考える、医療へのアクセスのしやすさ、かかりつけ医の有無、地域医療に対する理解度の3つの項目の複合指標（県民へのアンケート結果について、重みづけ（アクセスのしやすさ 0.5、かかりつけ医の有無 0.25、地域医療に対する理解度 0.25）した合計値）
30年度目標 値の考え方	アンケートに回答した県民の7割の方が、医療に対する安心感を持っている状態をめざして、現状値を把握するために行ったe-モニターの結果をもとに、70%の数値目標を達成するため、毎年度3.5%増加させていく目標を設定しました。

活動指標

基本事業	目標項目	27年度	28年度	29年度		30年度	31年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
12101 地域医療 構想の実現 （健康福祉部 医療対策局）	地域医療構想 の達成度	/	6.0%	28.0%		28.0%	28.0%
		0%	27.4%			/	/
12102 医療分野 の人材確保 （健康福祉部 医療対策局）	保健医療圏別 人口あたり病 院勤務医師数 乖離度	/	77.9% (27年度)	78.9% (28年度)		79.9% (29年度)	80.9% (30年度)
		76.9% (26年度)	76.2% (27年度)			/	/

活動指標		27年度	28年度	29年度		30年度	31年度
基本事業	目標項目	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
		12102 医療分野 の人材確保 (健康福祉部 医療対策局)	県内の病院で 後期臨床研修 を受ける医師 数	211人	218人	219人	
	県内看護系大 学卒業者の県 内就業者数	159人 (26年度)	177人 (27年度)	140人 (27年度)		195人 (28年度)	231人 (30年度)
12103 救急医療 等の確保 (健康福祉部 医療対策局)	救急医療情報 システムに参 加する時間外 診療可能医療 機関数	651機関	662機関	654機関		688機関	704機関
12104 医療安全 体制の確保 (健康福祉部 医療対策局)	医療安全対策 加算届出医療 機関数	47機関	51機関	45機関		59機関	62機関
12105 県立病院 による良質で 満足度の高い 医療サービス の提供 (病院事業庁)	県立病院患者 満足度	90.5%	92.0%	91.2%		94.0%	95.0%
12106 適正な医 療保険制度の 確保 (健康福祉部 医療対策局)	県内市町の国 民健康保険料 の収納率	91.41% (26年度)	91.80% (27年度)	91.79% (27年度)		92.60% (29年度)	93.00% (30年度)

現状と課題

- ①良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制を確保するため、三重県医療審議会及び各関係部会等で検討を行い、平成30年度から35年度を計画期間とした第7次医療計画の策定に取り組んでいます。併せて、団塊の世代が75歳以上となる2025年(平成37年)を見据えた、地域のあるべき医療提供体制を示す地域医療構想の実現に向け、県内8地域の地域医療構想調整会議において関係者による協議を進めています。引き続き、地域医療介護総合確保基金を活用しながら、不足する医療機能の整備に対する支援を行い、病床の機能分化・連携を推進する必要があります。
- ②平成28年度に実施した在宅医療フレームワークヒアリングで明らかとなった、市町の在宅医療・介護連携体制の構築にかかるノウハウ不足や連携不足等を解決するため、在宅医療介護連携アドバイザーを活用した在宅医療介護連携の推進や、在宅医療介護連携コーディネーター養成研修に取り組んでいます。今後も、在宅医療の質と量の確保、多職種による連携体制の構築、地域の実情・特性に応じた在宅医療・介護の連携体制の構築に資する取組を支援していく必要があります。

- ③医師の確保については、平成 26 年度から三重専門医研修プログラムの募集を開始し、若手医師のキャリア形成支援等の取組を進めています。依然として、医師の地域偏在等の解消が課題となっていることから、引き続き、地域医療に従事する医師の確保を図る必要があります。また、地域偏在等の課題がある中、へき地等で地域医療を実践できる幅広い臨床能力を有する総合診療医を育成していく必要があります。さらに、平成 30 年度から開始される新たな専門医制度については、地域偏在・診療科偏在を助長しないよう、専門医の確保に向けた環境整備を進めていく必要があります。
- ④看護師等の確保については、「看護職員確保対策検討会」での議論をふまえ、確保対策、定着促進、資質向上、助産師確保の 4 本柱で取組を進めています。特に、在宅医療の推進を担う看護職員の養成確保が必要です。また、助産師については、助産師出向システムの取組を進めています。引き続き、各関係機関と連携しながら各対策を推進する必要があります。
- ⑤医師や看護師等の勤務環境改善については、医療勤務環境改善支援センターを通じて、各医療機関の取組を支援するとともに、「女性が働きやすい医療機関」認証制度の運用により、女性の医療従事者が働きやすい環境づくりの促進を図っています。引き続き、医療機関の勤務環境改善の取組を支援していく必要があります。
- ⑥遠隔医療など ICT を活用した医療は、政府の「未来投資戦略 2017」に「かかりつけ医等による対面診療と組み合わせた効果的・効率的な遠隔診療の促進」が盛り込まれました。過重労働となりがちな医師の働き方を変え、患者の通院負担の軽減につなげるため、ICT を活用した遠隔医療の促進に向けた検討が必要です。
- ⑦医療分野の国際連携については、MOU（覚書）締結病院である英国のロイヤルフリーホスピタルへの看護職員等の海外派遣研修を実施しました。引き続き、看護職の魅力向上につなげるため、看護分野における国際的な視野を持ったリーダーの育成等を図る必要があります。
- ⑧休日、夜間に安心して受診できる体制を確保するため、救急医療情報システムの運営を行うとともに、かかりつけ医の必要性や適切な受診行動の普及啓発を行っています。救急医療情報システムを 10 月に更新したことから、新たなシステムを活用し、より適切な救急医療情報の提供に努めるとともに、引き続き、救急医療に対する県民の理解を深め、一人ひとりの受診行動等を変えるための継続した啓発活動を行う必要があります。
- ⑨重症患者の救急医療体制を確保するため、救命救急センターの運営、ドクターヘリの運航等に対し支援しています。奈良県が本年 3 月にドクターヘリの運航を開始したことから、三重、奈良、和歌山の三県によるドクターヘリの運航体制について、検討する必要があります。ICT を活用した救急患者搬送情報共有システムについては、モデル事業の検証結果に基づき、今後の対応について検討していく必要があります。
- ⑩安心して産み育てる環境づくりのため、周産期母子医療センターや小児救急医療機関の運営に対する支援を行うとともに、新生児ドクターカー（すくすく号）の運用、「みえ子ども医療ダイヤル（#8000）」による電話相談を実施しています。平成 28 年の周産期死亡率が全国ワースト 1 位まで下がったことから、周産期死亡率の改善に向けた取組を実施していく必要があります。小児在宅医療について、県北部地域、県南部地域において多職種による連携体制やレスパイト体制の構築が進められており、今後、他地域においても取組を進めていく必要があります。
- ⑪救命率の向上を図るため、消防職員 26 名の救急救命士養成機関への入校を支援し、救急救命士の養成に取り組むとともに、救急救命士を指導できる指導救命士を新たに 25 名養成し、認定救命士のブラッシュアップ研修を実施するなど救急救命士の資質向上に取り組まれました。引き続き、三重県救急搬送・医療連携協議会によるメディカルコントロール体制のもと、救急救命士の養成や資質向上に取り組む必要があります。

- ⑫三重県医療安全支援センターの相談窓口において、医療に関する相談や苦情に対応するほか、平成27年10月に施行された医療事故調査制度に対応するため、県内の支援体制の整備を進めました。引き続き相談対応を通じ、患者・家族等と医療機関との信頼関係の構築を支援していくとともに、医療安全推進協議会等での検討を進め、県内医療機関における医療安全体制の強化を図っていく必要があります。
- ⑬県立こころの医療センターについては、精神科救急・急性期医療等の政策的医療や、認知症治療、アルコール依存症治療等の専門的医療を提供するとともに、デイケアプログラムや訪問看護の充実など地域生活支援に向けた取組を積極的に進め、入院から退院、在宅まで切れ目のない治療を提供しています。引き続き、多様な医療ニーズに応じたサービスの提供に努めていく必要があります。
- ⑭県立一志病院については、幅広い臨床能力を有する総合診療医（家庭医）を中心とした医療サービスを安定的に提供するとともに、診療圏の地域包括ケアシステムの構築に寄与するため、保健・医療・福祉の多職種とともに事例検討会やシンポジウム等を開催しました。また、地域医療を担う人材を育成するため、研修医や医学生、看護実習生等を積極的に受け入れるとともに、「三重県プライマリ・ケアセンター」への支援も行っています。引き続き、地域ニーズをふまえた医療を推進するとともに、多職種連携の取組や人材育成機能のより一層の充実を図っていく必要があります。
- ⑮県立志摩病院については、平成28年5月から24時間365日の内科系の救急患者の受け入れを開始するとともに、平成28年10月に伊勢志摩区域で不足している回復機能を有する地域包括ケア病棟を拡充するなど、診療体制の段階的な回復・充実を図っています。引き続き、志摩地域の中核病院としての役割・機能を担っていけるよう、診療体制の回復・充実に取り組んでいく必要があります。
- ⑯財政基盤が脆弱な市町国保の財政の安定化を図るため、三重県国民健康保険広域化等支援方針に沿って、収納率の向上や医療費適正化に向けた市町の取組の支援を行っています。また、平成30年度の国保財政運営の都道府県化に向けて、三重県国民健康保険運営方針の策定や関係条例の整備など、引き続き市町及び関係団体と十分協議を重ねながら、準備を進めています。
- ⑰子ども・一人親家庭等・障がい者が、経済的理由から必要な医療を受けられないことにより、疾病が重症化することを防ぎ、安心して必要な医療を受けられるようにするため、29市町が実施する福祉医療費助成事業を支援しています。また、市町などから要望の多い子ども医療費の窓口負担無料（現物給付）化について、制度の持続可能性、給付と負担のバランスなどを勘案しながら市町と慎重に検討する必要があります。

平成30年度当初予算編成に向けての基本的な考え方

健康福祉部

- ①平成30年度から6年間の医療行政推進の基本方針となる「第7次三重県医療計画」の推進に取り組めます。計画の推進にあたっては、「三重の健康づくり基本計画」や「三重県介護保険事業支援計画」など、その他の健康福祉に関連する計画との整合を図りつつ、地域医療構想を医療計画の一部として位置づけ、効率的で質の高い医療提供体制の構築に向けて一体的に取り組めます。また、地域医療構想の実現に向け、県内8地域の地域医療構想調整会議において関係者による協議を進めるとともに、地域医療介護総合確保基金を活用しながら、不足する医療機能の整備に対する支援を行い、病床の機能分化・連携を推進します。
- ②地域における在宅医療体制の構築に向け、人材育成、普及啓発等の事業や在宅医療・介護連携推進事業による体制整備の推進、在宅医療介護連携コーディネーターの育成、地域連携体制の推進等に取り組めます。

- ③医師の確保に向けて、新たな専門医制度に対応しながら、より多くの医師修学資金貸与者等に三重専門医研修プログラムの活用を促し、若手医師のキャリア形成を支援することで、県内定着の促進や地域偏在等の解消に向けた取組を進めます。また、総合診療医の育成を図るため、一志病院を総合診療医育成拠点施設とし、三重大学と連携しながら必要な支援を行います。
- ④看護師等の確保に向けて、三重県ナースセンターにおいて求人側の勤務環境を十分把握し、ハローワーク等と連携して求職者への就業斡旋を実施します。さらに、免許保持者の届出制度に基づき把握した情報をもとに、再就業に向けてより効果的な支援を行います。また、在宅医療を担う看護師の育成のため、地域でプライマリ・ケアが実践できる看護職員の育成を推進するとともに、特定行為研修の受講促進にも取り組みます。助産師については、就業先の偏在是正等に向けて、助産師出向システムの取組を進めます。
- ⑤医師や看護師等の勤務環境改善に向けて、医療勤務環境改善支援センターの医療労務管理アドバイザーによる医療機関への助言、支援に取り組みます。また、引き続き、「女性が働きやすい医療機関」認証制度により、女性の医療従事者が働きやすい環境づくりの促進を図ります。
- ⑥医療現場の医師の働き方を変え、医師及び患者の負担軽減につなげるため、ICTを活用した遠隔医療と担当医師による対面診療を組み合わせた効果的・効率的な医療を促進します。
- ⑦医療分野の国際連携に向けて、県内の関係大学の連携による国際医療技術連携体制（M-MUSCLE）協議会での議論をふまえ、各大学間の連携を図りながら、海外大学等への短期研修等による人材育成等の取組を進めます。
- ⑧三重県医師会等の関係機関と連携し、新規開業医を中心に救急医療情報システムへの参加を働きかけるとともに、本年10月に更新した新しい救急医療情報システムを活用し、より適切な救急医療情報の提供に努めます。また、かかりつけ医の必要性や適切な受診行動の普及啓発を行います。
- ⑨重症患者の救急医療体制を確保するため、引き続き、救命救急センターの運営、ドクターヘリの運航等に対し支援します。また、奈良県がドクターヘリの運航を開始したことから、三重、奈良、和歌山の三県によるドクターヘリの運航体制について、検討します。ICTを活用した救急搬送患者情報共有システムについて、モデル事業の検証結果に基づき、本県における今後のICTを活用したシステムのあり方について検討します。
- ⑩安心して産み育てる環境づくりのため、引き続き、周産期母子医療センターや小児救急医療機関の運営に対する支援を行うとともに、新生児ドクターカー（すくすく号）の運用、「みえ子ども医療ダイヤル（#8000）」による電話相談を実施します。周産期死亡率の改善に向け、周産期医療に係る機能分担を進めるとともに、周産期医療関係者の連携強化を図ります。小児在宅医療については取組の進んでいない市町においても多職種による連携体制の構築が進められるよう必要な支援を行います。
- ⑪医療に関する患者・家族等からの相談や苦情に引き続き対応していくとともに、医療安全推進協議会等において医療安全体制の強化に係る具体的な取組内容の検討を進めながら、医療事故調査制度への対応も含め、県内医療機関における医療安全体制の整備について必要な支援を行います。
- ⑫平成30年度から県が国民健康保険の財政運営の責任主体となることから、市町や関係団体と連携し、安定的な財政運営や効率的な事業の実施に努めます。三重県国民健康保険運営方針等に沿って、市町の国保事業の安定的な運営を支援しながら、保険者努力支援事業等の制度を最大限活用し、特定健診受診率の向上、後発医薬品の使用促進などの医療費適正化や収納率の向上等に資する市町の取組を促進します。
- ⑬引き続き、市町が実施する子ども・一人親家庭等・障がい者医療費助成事業を支援します。また、子どもの医療費の窓口負担無料（現物給付）化については、引き続き市町と慎重に検討していきます。

防災対策部

- ⑭救命率の向上を図るため、引き続き、消防職員の救急救命士養成機関への入校を支援し、救急救命士の養成に取り組むとともに、指導救命士の養成講習や救急救命士が行う特定行為を円滑に行うための講習等を実施するなど救急救命士の資質向上に取り組めます。

病院事業庁

- ⑮県立こころの医療センターについては、政策的医療や専門的医療に取り組むとともに、訪問看護やデイケア等の地域生活支援の充実を図り、多様な医療ニーズに応じたサービスを提供していきます。
- ⑯県立一志病院については、幅広い臨床能力を有する総合診療医（家庭医）を中心とした医療サービスの提供や地域医療を担う人材の育成に取り組むとともに、地域に最適な包括的で全人的な医療の安定的な提供を行っていきます。
- ⑰県立志摩病院については、引き続き、志摩地域の中核病院としての役割を果たせるよう、指定管理者と密接に連携し、地域の医療ニーズをふまえながら、診療機能のさらなる充実強化に取り組んでいきます。

【主担当部局：健康福祉部】

県民の皆さんとめざす姿

利用者のニーズに応じた介護サービス等が一体的に提供されるとともに、地域住民等による見守りや多様な生活支援が行われるなど、地域の特性に応じた地域包括ケアシステムが構築され、高齢者が介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らしています。

平成31年度末での到達目標

施設整備や、在宅医療・介護連携の強化等により、地域包括ケアシステムの構築が進み、特別養護老人ホームへの入所待機が解消されています。

県民指標

目標項目	27年度	28年度	29年度		30年度	31年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
介護度が重度で在宅の特別養護老人ホームの入所待機者数	/	481人	238人		119人	0人
	596人	639人			/	/

目標項目の説明と平成30年度目標値の考え方

目標項目の説明	介護度が重度で在宅の特別養護老人ホームの入所待機者数（入所を辞退した者等を除く実質的な待機者数）
30年度目標値の考え方	施設利用者数の見込みや市町の意向等をふまえて、施設サービスを必要とする高齢者が円滑に入所できるよう特別養護老人ホームを整備するとともに、入所基準の適正な運用により、平成31年度において、待機者が解消されることを目標に数値を設定しました。

活動指標

基本事業	目標項目	27年度	28年度	29年度		30年度	31年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
12201 介護保険事業の円滑な運営とサービスの質の向上（健康福祉部）	主任ケアマネジャー登録者数（累計）	/	971人	1,057人		1,057人	1,057人
		942人	1,010人			/	/
12202 介護従事者の確保（健康福祉部）	県福祉人材センターにおける相談・支援による介護職場等への就職者数	/	680人	690人		700人	710人
		521人	537人			/	/

活動指標		27年度	28年度	29年度		30年度	31年度
基本事業	目標項目	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
		12203 介護基盤の整備促進 (健康福祉部)	特別養護老人ホーム施設整備定員数(累計)	/	10,129 床	10,647 床	
		9,643 床	9,980 床			/	/
12204 在宅生活支援体制の充実 (健康福祉部)	地域包括支援センターが開催する地域ケア会議の開催回数	/	359 回 (27年度)	440 回 (28年度)		440 回 (29年度)	440 回 (30年度)
		339 回 (26年度)	484 回 (27年度)			/	/
12205 認知症施策の充実 (健康福祉部)	認知症サポーター数(累計)	/	145,000 人	160,000 人		167,500 人	175,000 人
		124,746 人	142,300 人			/	/

現状と課題

- ①「みえ高齢者元気・かがやきプラン(第6期三重県介護保険事業支援計画・第7次三重県高齢者福祉計画)」(平成27～29年度)に基づき、地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を進めるとともに、平成30年度から平成32年度を計画期間とする新たな計画の策定に取り組んでいます。計画策定に際しては、同時に策定される三重県医療計画との整合性を確保する必要があります。
- ②平成28年度から拡充した研修制度に基づき、介護支援専門員専門研修等を実施しています。また、認定調査員の育成のため、新任認定調査員研修を実施するとともに、要介護認定の適正化を図るため、介護認定審査会運営適正化研修を実施しました。さらに、介護サービス情報の公表や苦情処理体制の整備に取り組みました。引き続き、介護支援専門員の資質向上や、要介護認定の適正な実施に向けて取り組む必要があります。
- ③介護従事者を確保するため、県福祉人材センターによる無料職業紹介、マッチング支援等の取組や介護福祉士修学資金等の貸付を実施するとともに、地域医療介護総合確保基金を活用し、市町・介護関係団体等の取組を支援しています。また、地域の元気な高齢者が、介護職場において補助的な業務を担う「介護助手」として就労することで、介護職場の環境整備等を図る取組を支援しています。引き続き、これらの取組を実施し、介護従事者の確保を図る必要があります。
- ④特別養護老人ホームへの入所待機者を解消するため、入所基準の適正な運用に向けた施設の訪問調査(年間25施設)を行うとともに、広域型特別養護老人ホーム(300床)の整備を進めています。また、地域医療介護総合確保基金を活用し、地域密着型特別養護老人ホーム(2施設)や認知症高齢者グループホーム(5施設)、小規模多機能型居宅介護(4施設)等の地域密着型サービスの整備について、市町を支援しています。引き続き、特別養護老人ホーム等の介護基盤の整備を進めるとともに、認知症高齢者や中重度の要介護者が、住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、地域密着型サービスを整備する市町を支援する必要があります。

- ⑤地域包括支援センターの機能強化を図るため、地域包括支援センター職員への研修を実施するとともに、市町や地域包括支援センターの要請を受けて地域ケア会議へ専門職等のアドバイザーを派遣しています。また、各市町が新しい介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）を円滑に実施できるよう勉強会や介護予防市町・事業者担当者研修（11月開催予定）を開催し、市町を支援しています。さらに、在宅医療・介護連携を強化するとともに、医療計画と介護保険事業（支援）計画との整合性を確保するための協議の場を県内8か所で開催し、市町、地域包括支援センター、郡市医師会、訪問看護ステーション連絡協議会、介護支援専門員協会と情報・意見交換を行っています。引き続き、新しい総合事業の充実に向けて市町を支援するとともに、在宅医療・介護連携の推進を図る必要があります。
- ⑥認知症の早期発見・早期治療を図るため、専門医療を提供する認知症疾患医療センターについて、新たに4医療機関を指定し県内9か所で設置・運営するとともに、認知症サポート医の養成研修への助成や、かかりつけ医、歯科医師・薬剤師、病院の指導的立場の看護職員、病院勤務の医療従事者を対象とした認知症対応力向上研修を実施しています。また、休日夜間にも対応する認知症コールセンターを設置するとともに、認知症サポーターを養成することにより、認知症の方や家族への相談・支援体制の充実に取り組んでいます。引き続き、医療と介護の連携強化や地域での相談・支援体制の整備を図り、認知症施策のさらなる充実を進める必要があります。
- また、家庭や介護施設等での高齢者虐待を防止するため、市町や介護施設職員等を対象とした権利擁護研修等を実施しています。今後も、高齢者の権利擁護のための取組を強化する必要があります。

平成30年度当初予算編成に向けての基本的な考え方

- ①次期「みえ高齢者元気・かがやきプラン（第7期三重県介護保険事業支援計画・第8次三重県高齢者福祉計画）」（平成30～32年度）に基づき、地域包括ケアシステムの深化・推進を図ります。
- ②介護サービスを充実させるため、引き続き、介護支援専門員の資質向上に向けた研修を実施するとともに、要介護認定の一層の適正化を図るため、認定調査員等を対象とした研修を実施します。また、介護サービス情報の公表等に取り組めます。
- ③介護従事者を確保するため、引き続き、県福祉人材センターによる無料職業紹介、マッチング支援等の取組や介護福祉士修学資金等の貸付、介護職場の魅力発信の取組を実施するとともに、地域医療介護総合確保基金を活用し、市町・介護関係団体等の取組を支援し、元気な高齢者など未経験者の参入促進や、資質向上・労働環境の改善等に取り組めます。
- ④施設サービスを必要とする高齢者が依然として多いことから、優先度の高い人が適正に施設へ入所できるよう、入所基準の適正な運用に向けた取組を行うとともに、特別養護老人ホーム等の介護基盤の整備を進めます。また、住み慣れた地域で必要なサービスを受けられるよう、地域密着型サービスの充実に向けて市町を支援します。
- ⑤在宅生活支援の中核的な役割を担う地域包括支援センターの機能強化を図るため、地域包括支援センター職員への研修を実施するとともに、地域ケア会議へ専門職等のアドバイザーを派遣します。また、平成29年度から全ての市町で実施されている新しい総合事業の充実を図るとともに、介護予防・自立支援の取組や在宅医療・介護連携の一層の推進に向けて、研修の実施や好事例の情報提供等により市町を支援します。

⑥認知症の方や家族を支援するため、関係者間の情報共有ツールの普及・活用の推進、認知症サポート医の養成、医療・介護関係者への研修の実施等により、認知症の早期発見・早期治療のための体制整備を図ります。また、認知症サポーターの養成とさらなる活躍の場の創出、平成30年度から全ての市町に設置される認知症初期集中支援チーム・認知症地域支援推進員の活動に対する支援を行うなど、地域における相談・支援体制の充実を図ります。さらに県内のものづくり産業と連携し、介護現場や家族のニーズに沿った介護機器の普及を進めるなど、ソフトとハードの両面から認知症施策の拡充を図ります。

また、高齢者虐待防止の研修会の開催や、成年後見制度の普及・利用促進等により、高齢者の権利擁護の充実に取り組みます。

施策 123 がん対策の推進

【主担当部局：健康福祉部医療対策局】

県民の皆さんとめざす姿

がんの予防・早期発見から治療・予後までのそれぞれの段階に応じたがん対策が進み、がんにかかる人やがんで亡くなる人が減少しています。

平成31年度末での到達目標

県民の生命と健康をがんから守るため、がんを予防し、また、がんを早期に発見し早期に適切な治療を行うことで、がんによる死亡者数が減少しています。

県民指標						
目標項目	27年度	28年度	29年度		30年度	31年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
75歳未満の人口10万人あたりのがんによる死亡者数(年齢調整後)	/	69.6人 (27年)	68.4人 (28年)		67.2人 (29年)	66.0人以下 (30年)
	70.8人 (26年)	75.2人 (27年)			/	/
目標項目の説明と平成30年度目標値の考え方						
目標項目の説明	がんによる75歳未満の死亡状況について、年齢構成を調整した県の人口10万人あたりの死亡者数					
30年度目標値の考え方	平成31年度の目標値達成に向けて、目標値と現状値の差である4.8人を4年間で着実に解消することができるよう、現状値から3.6人減少となる67.2人を平成30年度の目標値に設定しました。					

活動指標							
基本事業	目標項目	27年度	28年度	29年度		30年度	31年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
12301 がん予防・早期発見の推進(健康福祉部医療対策局)	がん検診受診率(乳がん、子宮頸がん、大腸がん)	/	乳がん 41.0%	乳がん 43.4%		乳がん 46.7%	乳がん 50.0%
			子宮頸がん 50.0%	子宮頸がん 50.0%		子宮頸がん 50.0%	子宮頸がん 50.0%
			大腸がん 34.0%	大腸がん 36.0%		大腸がん 38.0%	大腸がん 40.0%
		乳がん 37.8%	乳がん 37.8%			/	/
		子宮頸がん 54.2%	子宮頸がん 53.1%				
		大腸がん 30.0%	大腸がん 32.8%				
		(26年度)	(27年度)				

活動指標		27年度	28年度	29年度		30年度	31年度
基本事業	目標項目	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
12302 がん医療の充実（健康福祉部医療対策局）	がん診療連携拠点病院および三重県がん診療連携準拠点病院指定数		7か所	8か所		10か所	10か所
		6か所	5か所				
12303 緩和ケアの推進（健康福祉部医療対策局）	がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修修了者数（累計）		846人	887人		914人	929人
		792人	898人				
12304 がん患者等への支援の充実（健康福祉部医療対策局）	がん患者等の就労について理解を得られた企業数（累計）		472社	712社		952社	1,192社
		232社	482社				

現状と課題

- ①がん対策のさらなる進展をめざし、平成30年度以降のがん対策を計画的に推進するため、国の次期基本計画もふまえ、「三重県がん対策戦略プラン第2次改訂」の改訂を行います。
- ②がん征圧月間（9月）における県立図書館での掲示等、あらゆる機会をとらえて、がんに対する正しい知識や生活習慣、受動喫煙防止等について、広く県民に普及啓発するとともに、受動喫煙防止対策の推進のため、「たばこの煙の無いお店」への登録を積極的に推進しています。また、児童期からのがんに対する正しい知識の習得に向け、医療関係者や教育関係者と連携し、児童生徒に対してがん教育を実施しています。引き続き、がんに対する正しい知識の普及啓発等が必要です。
- ③各種がん検診における受診率向上の取組が一層進展するよう、がん診療連携拠点病院において「がん市民公開講座」を開催しています。また、市町の取組を把握し、好事例の情報共有や受診勧奨ツールの提供等を行い、受診率向上の取組を行う市町を支援しています。引き続き、各種がん検診の受診率向上を図るとともに、全国平均を下回っている精密検査受診率の向上を図る必要があります。
- ④がん医療提供体制の充実を図るため、新たに県指定の準拠点病院を指定するとともに、平成30年度の連携病院の指定に向けて準備を行っています。また、がん治療に携わる医療機関に対して施設・設備等の支援を行っています。引き続き、がん治療の一層の充実を図るため、医療提供体制の整備や施設・設備等の支援を実施していく必要があります。
- ⑤がん対策をより効果的に推進するため、三重大学医学部附属病院等と連携してがん登録により得られた最新のデータをとりまとめ、市町、医療機関等に提供しています。平成28年1月から開始された全国がん登録の円滑な実施を促進し、がん登録で得られた情報についても利活用を図っていく必要があります。

- ⑥がん診療連携拠点病院等において、がんに関わる医師等に対する緩和ケア研修を実施しています。また、地域の緩和ケアネットワークにおいて、各医療機関の連携や医師等を対象とした研究会、地域住民を対象とした緩和ケアセミナー等を行っています。引き続き、がんに関わる医師等への緩和ケア研修の実施や、緩和ケアの正しい知識について、広く県民に対して普及啓発が必要です。
- ⑦がん患者とその家族のための相談を実施するとともに、医療機関や事業所等と連携してがん患者の就労支援を実施しています。また、がん患者の治療と仕事の両立を支援できる環境を整備するため、事業所管理者や人事担当者等に対し、説明会や事業所訪問等を通じて、がんに対する正しい知識の普及に努めています。今後も、三重県がん相談支援センターとハローワークとの情報交換会や、労働局が実施する地域両立支援専門家会議等を通じ、関係機関が連携しながら、がん患者やその家族への支援や治療と仕事の両立を支援できる環境づくりに努めていく必要があります。

平成30年度当初予算編成に向けての基本的な考え方

- ①がん対策のさらなる進展をめざし、新たに策定する「三重県がん対策戦略プラン(第3次改訂)」(仮称)に基づき、より効果的な事業の展開を図ります。
- ②イベント等のあらゆる機会をとらえて、がんに対する正しい知識や生活習慣等について、広く県民に普及啓発するとともに、児童期からのがんに対する正しい知識の習得に向け、医療関係者や教育関係者と連携し、小中学校におけるがん教育に取り組みます。
- ③各種がん検診や精密検査における受診率向上の取組が一層進展するよう、引き続きがん検診への理解を深める取組を多様な主体と連携して実施します。また、市町や保険者等の受診機会を確保するための取組状況や受診勧奨ツールの提供等により、がん検診や精密検査受診率向上の取組を行う市町に対して支援を行います。
- ④国のがん診療連携拠点病院の整備指針の見直しの動きに注視しつつ、県のがん医療提供体制の充実を図るとともに、がん治療に関わる医療機関の施設・設備等の充実を支援するなど、引き続きがん治療の一層の充実を図ります。
- ⑤がん対策をより効果的に推進するため、三重大学医学部附属病院等と連携してがん登録により得られた罹患率、死亡率等のデータをとりまとめ、市町、医療機関等に提供するとともに、情報の活用を図ります。
- ⑥がん診療連携拠点病院等において、国の見直しを受けて実施されるがんに関わる医師等への緩和ケア研修の実施に対して支援します。また、地域の緩和ケアネットワークにおける、緩和ケア体制の充実のための医師等への研修や情報交換、地域住民への緩和ケアの正しい知識の普及啓発等に対して支援します。
- ⑦がん患者とその家族のための相談を実施するとともに、医療機関や事業所及び労働局、ハローワーク、がん相談支援センター等の関係機関と連携し、がん患者の就労支援を実施します。また、がん患者の治療と仕事の両立を支援できる環境を整備するため、事業所管理者や人事担当者等に対し、説明会や事業所訪問等を通じて、がんに対する正しい知識の普及に努めます。

施策 124 こころと身体 の健康対策の推進

【主担当部局：健康福祉部医療対策局】

県民の皆さんとめざす姿

健康づくりから病気の予防・早期発見・治療・予後までの一連の健康対策が進み、ソーシャルキャピタルを活用しながら、県民一人ひとりが適正な生活習慣を身につけることにより、生涯を通じて健康的な生活を送っています。また、県民の皆さんが生活習慣病や難病等の病気の時も、適切な治療や支援を受けています。

平成31年度末での到達目標

日常的に介護を必要とせず自立して心身ともに健康的な日常生活を送る県民が増加することで、県民一人ひとりの幸福感が増進するとともに、人びとの活動が活発化して人と人とのつながりをより強く感じています。

県民指標						
目標項目	27年度	28年度	29年度		30年度	31年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
健康寿命(健康 寿命の延び)		男 78.2歳 女 80.8歳 (27年)	男 78.3歳 女 80.9歳 (28年)		男 78.5歳 女 81.0歳 (29年)	男 78.6歳 女 81.1歳 (30年)
	男 78.0歳 女 80.7歳 (26年)	男 77.9歳 女 80.7歳 (27年)				
目標項目の説明と平成30年度目標値の考え方						
目標項目 の説明	国の定める健康づくりの基本的方針である「健康日本21(第2次)」の目的の一つであり、県民の皆さんが日常的に介護を必要とせず、自立して心身ともに健康的な日常生活を送ることができる期間					
30年度目標 値の考え方	健康寿命の伸び率を過去10年間の平均寿命の平均伸び率(男性0.16歳、女性0.11歳)と同程度にすることをもとに、平成30年度目標値を設定しました。					

活動指標							
基本事業	目標項目	27年度	28年度	29年度		30年度	31年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
12401 健康づく り・生活習慣病 予防活動の推 進(健康福祉部 医療対策局)	特定健康診査受 診率		50.8% (27年度)	52.7% (28年度)		54.5% (29年度)	56.4% (30年度)
		49.0% (26年度)	50.3% (27年度)				

活動指標		27年度	28年度	29年度		30年度	31年度
基本事業	目標項目	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
		12402 歯科保健 対策の推進（健 康福祉部医療 対策局）	在宅訪問歯科 診療実施歯科 医療機関数		216 機関	234 機関	
		198 機関	239 機関				
12403 こころの 健康づくりの 推進（健康福祉 部医療対策局）	関係機関や民 間団体と連携 して自殺対策 事業を実施し た市町・県保 健所数		15 か所	22 か所		29 か所	37 か所
		8 か所	11 か所				
12404 難病対策 の推進（健康福 祉部医療対策 局）	指定医療機関 （診療所）指 定数		967 か所	990 か所		999 か所	1,006 か所
		909 か所	942 か所				

現状と課題

- ①ソーシャルキャピタル（人々の信頼関係や結びつき）を活用した健康づくりの取組が各地域で展開されるよう、「地域の健康づくり研究会」へ関係団体、大学、保険者、市町等の幅広い参加を呼びかけるとともに、健康づくり活動の好事例等を情報共有し、先駆的な取組が各地で行われるよう支援しています。また、「三重の健康づくり基本計画」（平成 25～34 年度）の中間評価を行っています。個人の自助努力を支援することにより、県民一人ひとりが「自らの健康は自らがつくる」という意識をもち、具体的行動を起こせるよう働きかけていく必要があります。
- ②県民の健康的な食生活の実現に向けて、みえの食フォーラムや食育フェス等において、企業等と連携し、バランスのとれた食事をはじめ、野菜摂取や減塩を推進するための普及啓発を行っています。今後もさまざまな主体と連携し、食育活動を推進するとともに、特に野菜摂取量が少ない 20 歳～40 歳代をターゲットに普及啓発を行っていく必要があります。
- ③糖尿病をはじめとする生活習慣病の発症予防や重症化予防等についての対策を推進するため、糖尿病対策懇話会を設置し、保健、医療に関わる関係者と取組について協議しています。糖尿病の予防対策には、早期から介入し、適切な時期に適切な治療や支援を行う必要があることから、今後は、糖尿病性腎症重症化予防プログラム等を活用した地域と医療の連携の推進や、糖尿病の予防や治療に関わる関係者の人材育成を行っていく必要があります。
- ④たばこ対策については、「たばこの煙の無いお店」への登録や啓発等に取り組んでいるところですが、現在国において受動喫煙防止対策の強化（健康増進法第 25 条の改正）が検討されています。制度が導入されるとその業務を都道府県が担うこととなるため、業務の円滑な実施に向け、関係職種が連携して支援を行えるよう支援体制の充実や人材育成を行っていく必要があります。
- ⑤関係機関・団体等と連携し、むし歯予防の効果的な取組の一つであるフッ化物洗口の拡大や、障がい児（者）歯科診療の充実を図るとともに、医科歯科連携が推進するよう連携会議や研修を行っています。また、地域包括ケアシステムにおいて、地域の歯科保健医療を推進する拠点である地域口腔ケアステーションにおいては、地域の実情に応じた取組が進んでいます。引き続き、計画的に歯科保健対策を推進するため、「みえ歯と口腔の健康づくり基本計画」の改訂を行います。

- ⑥うつ・自殺等のこころの問題について、正しい知識の普及啓発や相談を実施するとともに、市町、NPO、関係機関等と連携して、地域の実情に応じた自殺対策に取り組んでいます。引き続き、計画的に自殺対策を推進するため、「第2次三重県自殺対策行動計画」の改訂を行います。また、ひきこもりの本人や家族への支援のため、専門相談、家族のつどい、家族教室等を実施しています。
- ⑦難病患者が良質で適切な治療を、経済面も含め、安心して受けられるよう、医療費助成制度の円滑な運営に取り組んでいます。また、難病医療拠点病院や協力病院等、難病患者を支える医療提供体制について検討を行っています。さらに、難病患者やその家族の療養生活のQOLの向上を図るため、三重県難病相談支援センターにおいて、ハローワーク等関係機関と連携し、生活・療養相談、就労支援等を実施しています。引き続き、医療費助成制度を円滑に運営するとともに、医療提供体制や相談支援体制の充実を図る必要があります。

平成30年度当初予算編成に向けての基本的な考え方

- ①健康づくり基本計画の中間評価をふまえ、効果的な健康づくり対策を推進します。ソーシャルキャピタルを活用した健康づくりの取組が各地域で展開されるよう、引き続き、「地域の健康づくり研究会」への幅広い参加を呼びかけるとともに、健康づくり活動の好事例等を情報共有し、先駆的な取組が各地で行われるよう支援します。また、健康づくりに取り組む県民が増える仕組みについて検討し、個人の自助努力への支援が県内市町で行われるよう、市町が取り組みやすい環境の整備を行います。
- ②県民の健康的な食生活の実現に向け、さまざまな主体と連携して食育活動を推進するとともに、県民に対してバランスのとれた食事をはじめ、野菜摂取や減塩を推進するための普及啓発を行います。特に、企業等と連携し、20歳～40歳代の多くが利用する施設において啓発に取り組めます。
- ③糖尿病をはじめとする生活習慣病の発症予防や重症化予防等について、関係機関と連携し、特定健康診査の受診率向上に係る取組を推進するとともに、保健指導等による糖尿病の治療や支援ができる人材を育成します。
- ④受動喫煙防止対策の強化（健康増進法第25条の改正）の制度導入や県民の禁煙支援が円滑に行えるよう人材育成を行います。
- ⑤「みえ歯と口腔の健康づくり条例」および、新たに策定する「第2次みえ歯と口腔の健康づくり基本計画」（仮称）に基づき、関係機関・団体等と連携し、フッ化物洗口の普及拡大や、障がい児（者）歯科診療の充実を図るとともに、医科歯科連携を推進します。また、地域の歯科保健医療を推進するため、地域口腔ケアステーションの体制強化に取り組めます。
- ⑥平成29年度に策定する「第3次三重県自殺対策行動計画」（仮称）に基づき、市町、NPO、関係機関等との連携をさらに強化することにより、子ども・若者など対象を明確にした取組や、地域の実情に応じた自殺対策に取り組めます。加えて、平成30年度末までに市町に自殺対策計画の策定が義務づけられているため、市町での計画策定の支援を行います。
- ⑦引き続き医療費助成制度の円滑な運営に取り組むとともに、難病患者を支える医療提供体制の整備に努めます。また、難病患者やその家族の療養生活のQOLの向上を図るため、三重県難病相談支援センターにおいて、関係機関と連携し、生活・療養相談、就労支援体制の充実を図ります。

施策 131 障がい者の自立と共生

【主担当部局：健康福祉部】

県民の皆さんとめざす姿

障がい者が、必要な支援を受けながら、障がいのない人と等しく自らの決定・選択に基づき、社会のあらゆる分野の活動に参加、参画できる仕組みを構築することで、主体的に社会づくりに関わりながら自立した生活を営み、全ての県民が障がいの有無に関わらず相互に人格と個性を尊重し合い共生する社会が実現しています。

平成31年度末での到達目標

障害福祉サービス等の充実により、障がい者がどこで誰と生活するかを選択する機会が確保されています。

さらに、障がい者の権利擁護の取組が進められるとともに、障がい者が働くことを通じた自己実現の機会や文化活動などに参加する機会が確保され、地域社会で自立した生活をしている障がい者が増えています。

県民指標

目標項目	27年度	28年度	29年度		30年度	31年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
グループホーム等において地域で自立した生活をしている障がい者数（累計）		1,616人	1,719人		1,795人	1,871人
	1,508人	1,614人				
目標項目の説明と平成30年度目標値の考え方						
目標項目の説明	グループホーム、福祉ホーム等、障がい者の地域生活を支援する居住系サービス事業を利用し、障がいの程度に関わらず地域で生活している障がい者数					
30年度目標値の考え方	「みえ障がい者共生社会づくりプラン」におけるグループホームの利用者見込数やこれまでの利用者数の実績等をふまえて、平成30年度目標値を設定しました。					

活動指標

基本事業	目標項目	27年度	28年度	29年度		30年度	31年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
13101 障がい者の地域移行の推進と福祉サービスの充実（健康福祉部）	障がい者の日中活動を支援する事業の利用者数		7,543人	7,963人		8,192人	8,442人
		7,172人	7,672人				

活動指標		27年度	28年度	29年度		30年度	31年度
基本事業	目標項目	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
		13102 障がい者の就労促進 (健康福祉部)	一般就労へ移行した障がい者数	395人	405人 389人	415人	
13103 農林水産業と福祉との連携の促進 (農林水産部)	農林水産業と福祉との連携取組数(累計)	65件	74件 79件	83件		92件	101件
13104 障がい者の相談支援体制の整備 (健康福祉部)	相談支援事業における支援件数	60,445件	61,006件 67,744件	64,450件		64,450件	64,450件
13105 精神障がい者の保健医療の確保 (健康福祉部)	精神障がい者の入院後1年以内に地域移行できた割合	86.8%	90.0% 87.6%	91.0%		91.5%	92.0%
13106 障がい者の権利擁護と社会参加環境づくり (健康福祉部)	障害者差別解消法で努力義務等とされている県・市町等および関係団体の職員対応要領策定率	26.3%	50.0% 57.9%	86.8%		92.1%	100%

現状と課題

- ①「みえ障がい者共生社会づくりプラン」(平成27～29年度)が最終年度を迎えることから、同プランに基づく取組や実績等をふまえながら、平成30年度から平成32年度を計画期間とする新たなプランの策定に取り組んでいます。
- ②障がい者の地域移行を進めるため、通所施設やグループホームの整備を支援するとともに、福祉型障害児入所施設にコーディネーターを配置し、過齢児の地域移行を支援しています。今後も、通所施設やグループホームの整備を進めるとともに、障がい児支援に関する課題の解決に向けて取組を進める必要があります。
また、医療的ケアが必要な障がい児者とその家族が地域で安心して生活できるよう、障害福祉サービス提供のモデルとなる拠点を設置し、地域の支援体制の構築と受入体制の強化に取り組んでいます。今後も、医療と福祉が連携した、病院から地域までの途切れのない支援体制の構築に取り組む必要があります。
- ③福祉事業所における工賃向上等に向けて、受発注の仲介、調整、品質管理の指導等を行う共同受注窓口の取組を支援しています。また、障害者優先調達推進法に基づく平成29年度調達方針を策定し、前年度と同額の73,000千円を調達目標額として、県の調達の拡大に取り組んでいます。さらに、県内4か所に設置されている社会的事業所の運営の支援や、就労した障がい者の職場定着の支援に取り組んでいます。引き続き、障がい者の働く場の拡充や工賃向上等の取組を進める必要があります。

- ④農福連携では、本県が主導して7月に「農福連携全国都道府県ネットワーク」を設立（44 都道府県参加）し、民間の協議会等と農福連携マルシェを開催するとともに、農作業への従事を支援する農業ジョブトレーナーの育成、福祉事業所による農作業受託（施設外就労）の実証等に取り組んでいます。林福連携では、福祉事業所および木工技術者等と連携し鈴鹿市において、子育てサロン等に配布する木製玩具を制作しました。水福連携では、カキ養殖に係る作業等の現地研修会等の開催に取り組んだほか、カキ養殖業に参入した志摩市内の福祉事業所がカキの生産を開始しました。引き続き、福祉事業所や障がい者のニーズに的確に対応していくため、福祉事業所と農林水産事業者・関連企業等との連携機会の創出と、農林水産分野に参入した福祉事業所の経営発展に向けた支援に取り組む必要があります。
- ⑤自閉症・発達障がい、高次脳機能障がい等の専門的な相談支援を実施するとともに、障がい者就業・生活支援センター等の広域的な相談支援により、障がい者の地域での生活を支援しています。また、「三重県障がい福祉従事者人材育成ビジョン」に基づき、相談支援専門員等の研修を実施し、人材育成に努めています。今後も引き続き、より効果的な相談支援体制となるよう見直しを進めるとともに、人材育成による相談支援の質の向上に努める必要があります。
- ⑥精神障がい者の地域移行や地域生活を支援するため、モデル的に鈴鹿・亀山圏域に地域移行コーディネーターを配置するとともに、ピアサポーターによる地域移行支援の取組を、3つの障がい福祉圏域で実施しています。また、鈴鹿・亀山圏域および津圏域においてアウトリーチ事業を実施しています。今後は、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域移行・地域生活支援の取組を一層進める必要があります。また、三重DPATについて、DMAT等と協働しての訓練を行いました。今後も、災害発生に備えて、体制を強化する必要があります。さらに、アルコール健康障害対策について、平成28年度に策定した「三重県アルコール健康障害対策推進計画」に基づき、早期発見・早期介入や啓発の取組を実施しています。今後も、計画に基づき対策を総合的かつ計画的に推進していく必要があります。
- ⑦障害者差別に関する相談について、窓口を拡充して対応するとともに、三重県障がい者差別解消支援協議会を開催し、相談事例や合理的配慮の好事例の情報共有を図りました。また、フォーラムの開催等による啓発活動を進めています。障がい者虐待については、専門家チームの活用等により、市町や施設職員の対応力の向上を図りました。今後も、障がい者差別の解消や、障がい者の権利擁護に向けた取組を進める必要があります。
- ⑧平成28年度に策定した「三重県手話施策推進計画」に基づき、県民向け手話講座や、県職員や市町担当者等に対する手話研修を行うとともに、手話を啓発する動画等の映像コンテンツを制作するなどの取組を進めています。今後も計画に基づき、手話を使用しやすい環境づくりに向けた施策を推進していく必要があります。
- ⑨障がい者の社会参加の観点から、「障がい者芸術文化祭」（桑名市で1月開催）の準備を進めています。また、未婚障がい者の出逢いの支援を行っています。引き続き、障がい者の社会参加を推進するための取組を進める必要があります。
- ⑩神奈川県相模原市で発生した障がい者入所施設における殺傷事件を受けて、障害者支援施設等の防犯対策を強化するため、非常通報装置、防犯カメラ等の安全対策を行う法人に対して費用の一部を補助しました。また、施設の防犯体制のチェックや専門家によるアドバイスを行うなど、各施設の安全確保体制の強化を支援しています。

健康福祉部

- ①次期「みえ障がい者共生社会づくりプラン」（平成 30～32 年度）に基づき、「障がいの有無によって分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会」の実現をめざして、権利の擁護や障がい者雇用、障がい者スポーツ、地域生活の支援等の障がい者施策を総合的かつ計画的に推進します。
- ②平成 30 年度社会福祉施設等整備方針に基づき、日中活動系サービス事業所やグループホーム等の整備を支援し、障がい者の地域移行を進めるとともに、福祉型障害児入所施設について、過剰児の地域移行や障がい児支援に関する課題の解決に向けて取り組みます。
また、医療的ケアが必要な障がい児者とその家族が地域で安心して生活できるよう、障害福祉サービス提供の拠点を中心に、医療と福祉が連携した、病院から地域までの途切れのない支援体制の構築を進めます。
- ③共同受注窓口について、その運営を支援するとともに、受発注のマッチングについて取組を進めます。
また、障害者優先調達推進法に基づく平成 30 年度調達方針を策定し、調達目標額の達成に向けて調達内容の多様化を進めるなど、一層の調達拡大に努めるとともに、社会的事業所について、その安定的な運営を支援するための取組を進めます。
- ④より効果的な相談支援体制となるよう見直しを図りながら、専門的な相談支援と広域的な相談支援により、障がい者の地域での生活を支援します。また、「三重県障がい福祉従事者人材育成ビジョン」に基づいた研修を実施し、相談支援員等の人材育成を図り、相談支援の質の向上に努めます。
- ⑤精神障がい者の地域移行や地域生活を支援するため、アウトリーチ事業やピアサポーターを活用した地域移行・地域定着支援の取組を進めます。
また、三重DPATについて、引き続きDMAT等の他機関との連携を強化しながら、さらなる体制強化を図ります。
さらに、アルコール健康障害について、「三重県アルコール健康障害対策推進計画」に基づき、引き続き早期発見、早期介入の取組など、総合的かつ計画的に対策を推進します。
- ⑥相談窓口寄せられた事案への対応、三重県障がい者差別解消支援協議会での相談事例や合理的配慮の好事例等についての情報共有、啓発イベントの開催等による啓発活動等を通じて障がい者差別の解消を図るための取組を進めるとともに、障がい者虐待への適切な対応、事例集の活用や研修の実施による市町や施設職員への支援により、障がい者の権利擁護に向けた取組を進めます。
- ⑦「三重県手話施策推進計画」に基づき、引き続き、県民が手話を学習する機会の確保や手話通訳を行う人材の育成等を行い、誰もが手話に親しみ、手話が広く利用される共生社会の実現につなげる取組を推進します。
- ⑧障がい者団体等と協働して「障がい者芸術文化祭」を開催するとともに、「2020 年東京オリンピック・パラリンピックに向けた障がい者の芸術文化活動推進知事連盟」に参加している都道府県との連携を図ることなどにより、障がい者の社会参加の促進に向けて取り組みます。

農林水産部

- ⑨農福連携では、農福連携全国都道府県ネットワークと連携し、先進的な取組をふまえた国への政策提言やノウハウ商品の発信などに取り組めます。また、農福連携に取り組む福祉事業所の農業経営の発展に向け、企業と連携した新商品の開発や販路開拓をサポートする人材等の育成に取り組めます。林業分野においては、新たな、福祉事業所と木材加工事業者のコーディネートに取り組むとともに、林業用種苗生産において、福祉事業所と苗木生産事業者とのマッチングを進めます。水産分野においては、引き続き、障がい者に作業可能な漁業関連作業の掘り起こしを通じて、さらなる就労機会の拡大を図るとともに、海上において安全かつ効率的に作業を行うための障がい者育成プログラムの開発を行うなど、障がい者の漁業への就労を進めます。

施策 132 支え合いの福祉社会づくり

【担当部局：健康福祉部】

県民の皆さんとめざす姿

地域における支え合い体制づくりが進み、高齢者、障がい者、生活困窮者などが、質の高い福祉サービスや必要とする支援を受けながら、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるとともに、元気な高齢者が地域の担い手となって地域を支え、生きがいを感じて生活しています。

平成31年度末での到達目標

高齢者、障がい者、生活困窮者などが地域で安心して暮らすことができるとともに、高齢者が生きがいを感じて生活しています。

県民指標						
目標項目	27年度	28年度	29年度		30年度	31年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
日常生活自立支援事業の利用者数		1,620人	1,720人		1,820人	1,920人
	1,585人	1,687人				
目標項目の説明と平成30年度目標値の考え方						
目標項目の説明	県社会福祉協議会の県日常生活自立支援センターが実施する日常生活自立支援事業の契約人数					
30年度目標値の考え方	日常生活自立支援事業のこれまでの利用者数の状況をふまえ、この事業の利用がさらに促進されるよう、平成30年度の目標値を設定しました。					

活動指標							
基本事業	目標項目	27年度	28年度	29年度		30年度	31年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
13201 地域福祉活動の推進 (健康福祉部)	民生委員・児童委員の相談支援件数		107,000件	107,000件		107,000件	107,000件
		102,078件	96,201件				
13202 質の高い福祉サービスの提供 (健康福祉部)	第三者評価を受審した福祉施設の数		25施設	30施設		35施設	40施設
		12施設	37施設				
13203 ユニバーサルデザイン のまちづくりの推進 (健康福祉部)	「おもいやり駐車場」の登録施設数		2,040施設	2,080施設		2,120施設	2,160施設
		2,028施設	2,075施設				

活動指標		27年度	28年度	29年度		30年度	31年度
基本事業	目標項目	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
		13204 高齢者の社会参加環境づくり (健康福祉部)	地域で社会参加や生活支援サービスの担い手として活動する高齢者団体数(累計)		39 団体	57 団体	
13205 生活困窮者の生活保障と自立支援 (健康福祉部)	就労支援を行う生活困窮者の人数	29 団体	51 団体				
13206 戦没者遺族等の支援 (健康福祉部)	県および全国戦没者追悼式への若年世代の参加者数		375 人	430 人		485 人	540 人
		270 人	280 人				
13206 戦没者遺族等の支援 (健康福祉部)	県および全国戦没者追悼式への若年世代の参加者数		35 人	44 人		54 人	64 人
		31 人	20 人				

現状と課題

- ①判断能力が不十分な高齢者や障がい者が地域で安心して暮らせるよう、福祉サービスの適切な利用や日常生活における金銭管理を支援する日常生活自立支援事業の取組を行っています。単身高齢者や認知症高齢者の増加、障がい者の地域移行への対応の増加により、当事業の利用者は年々増加し、今後も増加が見込まれることから、引き続き、適切な実施体制を確保する必要があります。
- ②民生委員制度創設 100 周年を迎え、県民生委員児童委員協議会の主催による記念大会の開催を支援するとともに、地域福祉活動の中核的な役割を担う民生委員・児童委員について、研修を実施するなど、その活動を支援しています。地域においてさまざまな課題を抱える人が増加する中、引き続き、住民の最も身近な相談相手である民生委員・児童委員の活動を、市町とも連携しながら支援していく必要があります。
- ③社会福祉法人や介護保険・障がい福祉サービス事業者等への指導監査については、連絡会議や研修会の開催により、市町との連携を図りながら適切に実施するとともに、社会福祉法人制度改革についての研修会等により社会福祉法人に対する情報提供を行っています。引き続き、市町と連携して指導監査にあたるとともに、増大する事業所に対しての効果的、効率的な監査を行う必要があります。また、社会福祉法人が新制度に基づき適切に運営されるよう支援する必要があります。
- ④質の高い福祉サービスが提供できるよう、福祉施設職員に対して職務経験等に対応したキャリアアップのための生涯研修等を実施するとともに、福祉施設に対して第三者評価の受審を促しています。今後も福祉サービスの質の向上が求められていることから、引き続き、福祉施設職員への研修や福祉施設の第三者評価等の取組を進めていく必要があります。
- ⑤ユニバーサルデザインをテーマとする学校出前授業や団体等への研修、「三重おもいやり駐車場利用証制度」普及啓発キャンペーン、「おもいやり駐車場」設置に係る事業者等への協力依頼等を実施しています。引き続き、ユニバーサルデザインの考え方の浸透を図るため、さまざまな主体と連携してユニバーサルデザインの意識づくりに取り組む必要があります。

- ⑥商業施設等のバリアフリー化を進めるため、ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例の整備基準や適合証の取組等の普及啓発に取り組んでいます。また、交通事業者が行う駅舎等のバリアフリー化を支援しています。引き続き、ユニバーサルデザインに配慮された施設整備や駅舎等のバリアフリー化を促進する必要があります。
- ⑦高齢者の社会参加の促進や、地域における生活支援サービスの担い手となる高齢者団体の養成に向けて、老人クラブ（1,614クラブ）の活動費の助成や、地域シニアリーダー養成研修を実施しています。また、全国健康福祉祭（ねんりんピック）へ選手・監督（118人）を派遣しました。一人暮らしの高齢者や認知症高齢者が増加し、ゴミ出し等の生活支援サービスのニーズが高まっている中で、元気な高齢者が生活支援の担い手となることが期待されています。
- ⑧生活保護受給者への支援が適切に行われるよう、福祉事務所職員の研修、指導監査に取り組むとともに、生活保護受給者の自立に向け、ハローワーク等との連携により就労支援を行っています。また、生活困窮者自立支援法に基づき、福祉事務所設置自治体の生活困窮者の相談窓口において把握した生活困窮者に対して、個々の状況に応じた支援計画を作成し、就労支援を行っています。引き続き、福祉事務所設置自治体に対して相談支援員の研修、情報提供等を実施するとともに、生活困窮者に対する生活の保障と自立に向けた支援を進めるため、ハローワークや地域関係者等との連携を強化していく必要があります。
- ⑨県戦没者追悼式を開催し、子どもの献花等を行うとともに、全国戦没者追悼式に子ども代表団を派遣しました。今後も、戦争の悲惨さと平和の尊さを次世代に継承するため、若い世代の参加を促していく必要があります。

平成30年度当初予算編成に向けての基本的な考え方

- ①判断能力が不十分な高齢者や障がい者が地域で安心して暮らせるよう、日常生活自立支援事業の取組を進めます。
- ②地域福祉活動の中核的な役割を担う民生委員・児童委員の活動を支援するため、市町とも連携しながら、制度の一層の周知や民生委員・児童委員が活動しやすい環境づくりを進めます。
- ③福祉サービスを提供する法人等に対し、市町と連携しながら、引き続き効果的、効率的な指導監査を実施します。また、社会福祉法人が新制度に基づき適切に運営されるよう、国の動向に留意しながら、所轄庁である市と連携して支援していきます。
- ④質の高い福祉サービスが安定的に提供されるよう、福祉施設職員への研修や福祉施設の第三者評価等の取組を進めます。
- ⑤さまざまな主体と連携し、学校出前授業の実施や「三重おもいやり駐車場利用証制度」、「ヘルプマーク」の普及啓発など、地域における身近なユニバーサルデザインの取組を進めます。
- ⑥事業者・設計者等の理解、協力を得ながら、市町や関係機関等との連携のもと、ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例の整備基準や適合証の取組等の普及啓発に取り組み、ユニバーサルデザインに配慮された施設整備を促進します。また、交通事業者が行う駅舎等のバリアフリー化の支援等を行います。
- ⑦元気な高齢者が生活支援サービスの担い手として活躍できるよう研修を実施するとともに、老人クラブによる地域貢献等の活動を支援します。また、全国健康福祉祭（ねんりんピック）に三重県選手団を派遣します。

- ⑧生活保護の適正実施を進めるとともに、保護受給者の自立に向けた支援に取り組みます。生活困窮者支援対策については、引き続き、三重県生活相談支援センターを中心に関係機関との連携を図り、自立支援に取り組むとともに、福祉事務所設置自治体に対して研修や情報提供等を実施し、県内全体として生活困窮者支援の取組が充実、強化されるよう関係機関との連携を進めていきます。
- ⑨県戦没者追悼式および全国戦没者追悼式等の戦没者慰霊事業に若い世代の参加を促し、平和への思いを次世代に継承していきます。

【主担当部局：警察本部】

県民の皆さんとめざす姿

さまざまな主体と連携した犯罪抑止活動が展開されるとともに、発生した犯罪が検挙されることで、県民一人ひとりの安全が保たれ、安心して暮らせる、犯罪の起きにくい社会が構築されています。

平成31年度末での到達目標

被害者に重大な危害を及ぼす重要犯罪等がさまざまな主体と一体となった犯罪抑止活動、検挙活動により減少しています。

県民指標							
目標項目	27年度	28年度		29年度		30年度	31年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	
刑法犯認知件数		15,178件 未満	15,178件 未満		15,178件 未満	15,178件 未満	
	15,178件	14,112件					
目標項目の説明と平成30年度目標値の考え方							
目標項目の説明	刑法犯（道路上の交通事故に係る危険運転致死傷、業務上（重）過失致死傷および自動車運転過失致死傷を除く。）について、1年間に被害の届出や告訴・告発を受理等した件数						
30年度目標値の考え方	平成27年中の刑法犯認知件数は、平成になってから最少となる15,178件となり、ピークであった平成14年以降、ほぼ一貫して減少していることから、過去の数値に基づいて単純に目標値を設定することは妥当ではないと考え、「平成27年の数値」を基準に1件でも減少させることを目標にすることとしました。						

活動指標								
基本事業	目標項目	27年度	28年度		29年度		30年度	31年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	
14101 みんなで進める犯罪抑止活動と犯罪被害者等支援の充実・強化（警察本部）	防犯ボランティアの団体数		630団体	650団体		670団体	690団体	
		610団体	630団体					
14102 犯罪の徹底検挙のための活動強化（警察本部）	重要犯罪の検挙率		70.0%以上	70.0%以上		70.0%以上	70.0%以上	
		81.3%	96.9%					
14103 県民の安全を守る活動基盤の整備（警察本部）	交番・駐在所の機能強化数		年2か所以上	年2か所以上		年2か所以上	年2か所以上	
		2か所	2か所					

現状と課題

- ① 県民、事業者、関係機関・団体等と連携・協働し、地域の犯罪情勢に即した効果的な犯罪抑止対策や検挙活動に取り組んだ結果、平成 28 年中の刑法犯認知件数は、平成になってから最少を記録しました。一方で、平成 29 年上半期においては、車上ねらいの連続発生や電子マネーを悪用した特殊詐欺の急増などを受け、刑法犯認知件数は前年と比べ増加しました。加えて、住宅街で殺傷事件が発生するなど暴力団の対立抗争は依然として社会に大きな不安を与え、県民の皆さんが体感治安の向上を実感できる状況にはありません。
- ② インターネットが県民生活や社会経済活動に不可欠な社会基盤として定着する中、世界各地でランサムウェア（身代金要求型ウイルス）の感染被害が発生するなど、サイバー空間では新たな脅威が絶えず出現しています。県内においても、サイバー犯罪に関する相談が増加の一途をたどっている上、依然としてサイバー犯罪の被害が後を絶たない状況にあり、サイバー空間の脅威はますます深刻化しています。
- ③ 伊勢志摩サミット後も世界では依然としてテロの脅威が続いており、海外で相次ぐソフトターゲットを狙ったテロでは邦人が被害者となったほか、国内においても爆発物を製造したり、爆発させる事件が発生するなどテロの脅威は正に現実のものとなっています。
- ④ このような厳しい治安情勢の中で、県民の皆さんはもとより、国内外からの来訪者が安全・安心を実感できるよう、多様な主体と連携・協働した犯罪抑止対策や検挙活動を一層強化する必要があります。
- ⑤ 伊勢志摩サミット開催を契機とし、「自分たちのまちは、自分たちで守る」という意識の高まりを次世代に引き継ぐため策定した「安全で安心な三重のまちづくりアクションプログラム」の一層の普及を図り、多様な主体と協働して安全で安心な三重のまちづくりを総合的に推進していく必要があります。

平成 30 年度当初予算編成に向けての基本的な考え方

警察本部

- ① 安全で安心できる県民生活を確保するため、巧妙化する特殊詐欺に対して戦略的に予防活動を展開するなど、多様な主体と連携・協働し、地域の犯罪情勢に即した効果的な犯罪抑止対策を推進します。また、県民に重大な危害を及ぼす重要犯罪・重要窃盗犯に対する検挙活動を強化するほか、暴力団の対立抗争の危険から県民の皆さんを守るため、社会全体での暴力団排除活動の推進、暴力団取締りや警戒活動の強化等に取り組めます。
- ② 深刻化するサイバー空間の脅威に対処するため、最新かつ高度な知見を持つ学術機関や民間事業者と連携し、捜査員の育成等を通じてサイバー空間の脅威への対処能力の向上を図るほか、産学官が連携してサイバーセキュリティに関する情報を収集、共有、活用し、県民に還元する取組を推進します。
- ③ 伊勢志摩サミットを契機に設立した「テロ対策パートナーシップ」は、官民一体で「テロを許さない社会・地域づくり」を目指しており、この活動を更に推進することで参画機関の対処能力向上を図るほか、県民のテロに対する危機意識をより一層高め、テロを行いにくい環境を構築することを目指します。
- ④ 警察活動を支える基盤を強化するため、地域住民の安全・安心のよりどころである交番・駐在所の施設や警察活動に必要な装備資機材等の整備充実を図ります。

環境生活部

- ⑤ 多様な主体との協働による安全で安心な三重のまちづくりを総合的に推進していくため、「安全で安心な三重のまちづくりアクションプログラム」の更なる具現化を進めます。

施策 1.4.2 交通事故ゼロ、飲酒運転0（ゼロ）をめざす安全なまちづくり

【主担当部局：環境生活部】

県民の皆さんとめざす姿

県民一人ひとりが、「交通事故を起こさない、交通事故に遭わない」という交通安全意識の高揚に加え、「地域で支え合い、地域の安全は地域で確保する」、「飲酒運転をしない、させない」という意識を持って行動することで、交通事故と飲酒運転が減少しています。

また、交通安全施設等の整備が進み、誰もが安全で快適に通行できる道路交通環境が整備されています。

平成31年度末での到達目標

市町、学校、関係団体等さまざまな主体との連携が進み、それぞれの特性を生かした交通安全教育や啓発活動が行われ、交通事故をなくすという地域主体の交通安全活動の輪が広がり、交通事故による死者数が減少しています。

県民指標						
目標項目	27年度	28年度		29年度		30年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	31年度 目標値 実績値
交通事故死者数		75人以下	70人以下		65人以下	60人以下
	87人	100人				
目標項目の説明と平成30年度目標値の考え方						
目標項目の説明	交通事故発生から24時間以内の死者数					
30年度目標値の考え方	平成31年60人以下の目標値達成へ向け、平成28年の実績や交通事故情勢を勘案し、70人以下とします。					

活動指標								
基本事業	目標項目	27年度	28年度		29年度		30年度	31年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	
14201 交通安全意識と交通マナーの向上に向けた啓発・教育の推進（環境生活部）	交通事故死傷者数		9,100人以下	8,600人以下		7,700人以下	7,700人以下	
		9,604人	8,258人					
	高齢者交通事故死者数		38人以下	35人以下		33人以下	30人以下	
		52人	52人					
14202 飲酒運転0（ゼロ）をめざす教育・啓発および再発防止対策の推進（環境生活部）	飲酒運転事故件数		38件以下	33件以下		28件以下	23件以下	
		44件	36件					

基本事業	目標項目	27年度	28年度	29年度		30年度	31年度
		現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
14203 安全で 快適な交通環 境の整備 (警察本部)	老朽化した信 号制御機の更 新数(累計)		56基	88基		120基	152基
		25基	34基				
14204 交通秩 序の維持 (警察本部)	運転者のシー トベルト着用 率		97.9%	98.3%		98.7%	99.0%
		96.6%	96.9%				

現状と課題

- ①県内交通事故死者数・負傷者数は、長期的には減少傾向にありますが、平成28(2016)年は死者100人、平成29(2017)年は8月末までで55人(前年同期比▲15人)と厳しい情勢にあり、さらなる交通安全対策が求められます。
- ②少子高齢化の進展に伴い、交通事故死者数のうち高齢者が4割以上を占めており、また子どもが犠牲となる交通事故が後を絶たないことから、高齢者や子どもの交通事故抑止対策の推進が課題です。
- ③交通事故総数や死傷者数減少に向け、交通安全意識や交通マナーの向上教育・啓発、交通安全施設の整備、交通指導取締り等、ソフト・ハード両面からの交通安全対策の一層の取組が求められています。
- ④飲酒運転違反の厳罰化にも関わらず、飲酒運転事故や飲酒運転違反者はなくなる現状にあり、飲酒運転はしない、させないという意識の定着や、アルコール依存症などの関連問題を含めた取組が求められています。

平成30年度当初予算編成に向けての基本的な考え方

環境生活部

- ①三重県交通対策協議会の構成機関・団体との連携・協力のもと、四季の交通安全運動などを中心に、交通安全教育や全ての座席のシートベルト着用の徹底などの広報啓発活動を展開し、県民の交通安全意識の高揚を図ります。また、「第10次三重県交通安全計画」をふまえ、効果的な啓発活動を推進します。
- ②三重県交通安全研修センターにおいて、交通安全教育を地域等に根づかせるため、地域や職域で活動する交通安全教育指導者を育成します。また、交通安全教育機器を活用し、広く県民を対象とした参加・体験・実践型の交通安全教育を展開します。
- ③高齢者の交通事故防止に向けて、交通安全シルバーリーダーの育成、資質向上に取り組めます。
- ④飲酒運転根絶に向け、規範意識の定着のための教育および知識の普及・啓発を行うとともに、再発防止のため、飲酒運転違反者に対してアルコール依存症に関する受診促進および飲酒運転とアルコール問題に関する相談等の取組を推進します。

警察本部

- ⑤交通ルール遵守意識向上のため、関係機関・団体等と連携した参加・体験・実践型の交通安全教育や広報啓発活動を推進します。
- ⑥安全・安心な交通環境の実現に向け、老朽化した信号制御機や摩耗した横断歩道等の道路標示について、緊急性や優先度を勘案しながら、計画的な更新・塗り替えを推進します。
- ⑦全ての座席でのシートベルト着用やチャイルドシートの正しい使用を促進するとともに、飲酒運転、横断歩行者等妨害等、速度超過等の悪質性・危険性の高い交通違反に重点を置いた交通指導取締りを推進します。

施策 143 消費生活の安全の確保

【担当当局：環境生活部】

県民の皆さんとめざす姿

消費者団体、事業者団体、地域住民、県・市町等さまざまな主体が連携することにより、消費者一人ひとりが消費生活に関する正しい知識を得て、事業者との契約トラブル等を回避する自主的かつ合理的な消費活動を行うとともに、自らの商品や役務（サービス）の購入が公正かつ持続可能な社会の形成に影響を及ぼすことを理解した消費生活を営んでいます。

平成31年度末での到達目標

さまざまな主体の連携による消費者啓発や消費者教育、情報共有や情報提供が行われ、消費生活の安全を地域で支え合う意識が高まることにより、消費生活相談を利用しながら、消費者トラブルの予防や解決等に向けた県民の皆さんの自主的な取組が広がっています。

県民指標						
目標項目	27年度	28年度	29年度		30年度	31年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
消費者トラブルに遭った時に消費生活相談を利用した人の割合	49.6%	53.5%	55.2%		59.6%	64.0%
目標項目の説明と平成30年度目標値の考え方						
目標項目の説明	消費者トラブルに遭った時に消費生活センターや市町の消費生活相談窓口を利用した人の割合					
30年度目標値の考え方	消費生活講座、消費者月間をはじめとするイベントでの周知、情報提供等の啓発活動を進めるとともに県・市町の相談体制を充実し、県民の皆さんの消費生活相談窓口を利用するという意識を高めることで平成31年度の目標達成をめざし、平成29年度目標値から4.4ポイント増加させる目標を設定しました。					

活動指標							
基本事業	目標項目	27年度	28年度	29年度		30年度	31年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
14301 自主的かつ合理的な消費活動への支援 (環境生活部)	消費生活講座等で消費者トラブルに遭わないために必要な知識が得られたとする人の割合		97.0%	99.0%		99.5%	100%
		96.2%	98.5%				
14302 消費者被害の救済、適正な取引の確保 (環境生活部)	消費生活相談において斡旋により消費者トラブルが解決した割合		93.1%	93.1%		94.1%	95.0%
		92.4%	85.3%				

現状と課題

- ①消費者と事業者との間に、商品・権利・役務に関する内容や取引条件等について情報の質・量等の格差がある中で、技術革新やIT活用の進展に伴い、商品等や商取引の多様化・複雑化が一層進み、新たな消費者トラブルが発生しています。安全で安心な消費生活を守るために、消費者団体、事業者団体、市町、関係機関等のさまざまな主体と連携した消費者啓発の取組が必要です。
- ②消費生活相談に占める高齢者の割合は依然として高く、今後も高い水準で推移すると見込まれます。地域の实情に応じて高齢者への対応を主とした取組を進めていくことが必要です。
- ③インターネット、スマートフォンの普及に伴い、未成年者においても消費者トラブルに遭う機会が増えています。幅広い年齢層の消費者に対し、それぞれの年代に応じた内容、手段で消費者啓発、消費者教育を行い、消費生活に関して必要な知識を身につけてもらう必要があります。
- ④社会環境の変化に伴う新たな消費者トラブルを含む各種の相談が県消費生活センターに寄せられており、そうした消費生活相談に的確に対応していくとともに、消費者に身近な市町の消費生活相談窓口の充実を支援していくことが必要です。
- ⑤悪質な商取引や不適正な表示についての情報が、外部からの申出や消費生活相談等でも寄せられており、引き続き事業者の監視・指導を行うとともに、啓発を通して消費者志向経営、コンプライアンスの遵守を訴えかけていくことが必要です。

平成30年度当初予算編成に向けての基本的な考え方

- ①消費者団体、事業者団体等が参画する「みえ・くらしのネットワーク」をはじめとする、多様な主体との連携・協力を強め、消費者トラブルの未然防止、拡大防止の啓発に生かしていきます。
- ②高齢者等の消費者トラブル防止に向けて、市町で実施される地域の見守り力向上の取組とも連携して、地域の中から啓発情報が発信されるような取組を行います。
- ③地域における消費者啓発・消費者教育として出前講座等を行います。また、教育機関との連携により、若い世代への消費者教育に取り組みます。他にも、さまざまなアプローチで「消費者ホットライン188（いやや!）」の周知なども含めた情報提供、啓発に取り組みます。
- ④県内消費者行政の中核センターである県消費生活センターにおいて専門的な相談対応を行うとともに、消費者事故等に関する情報集約や情報提供を行います。また、県民に身近な市町で消費生活相談に対応できるよう、相談体制の充実について市町に働きかけや助言を行います。
- ⑤国、近隣県、警察、関係機関、関係部局等と連携して「悪質な商取引」や「商品・サービスにかかる不適正な表示」について事業者の監視・指導を行います。加えて、適正な商取引や商品等の表示に向けた事業者の自主的な取組を支援します。

施策 144 薬物乱用防止と動物愛護の推進等

【主担当部局：健康福祉部】

県民の皆さんとめざす姿

さまざまな主体と連携し、薬物乱用防止や動物愛護について地域全体で取り組むことで、薬物の乱用のない社会と、人と動物が安全・快適に共生できる社会が実現しています。

また、医薬品や医療機器などの品質管理体制の整備により、医薬品等の安全が確保されているとともに、生活衛生営業施設の衛生が確保され、県民が安心して暮らせる環境が整っています。

平成31年度末での到達目標

多くの関係機関と連携して普及啓発活動を行うことにより、薬物乱用防止や動物愛護に対する県民の意識が向上するとともに、取締りの強化により容易に薬物が入手できない環境が整備されています。また、医薬品等の製造業者等および生活衛生営業施設の監視指導などを行うことにより、安全な製品やサービスが提供されています。

県民指標						
目標項目	27年度	28年度	29年度	目標達成 状況	30年度	31年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値		目標値 実績値	目標値 実績値
危険ドラッグの 販売店舗数 (インターネット 販売店舗 を含む)		0件	0件		0件	0件
	0件	0件				
目標項目の説明と平成30年度目標値の考え方						
目標項目 の説明	警察等の関係機関との連携により把握した危険ドラッグを販売する店舗（インターネット販売店舗を含む。）に対し、監視指導を実施した後の店舗数					
30年度目標 値の考え方	インターネット監視や警察等の関係機関との連携により把握した危険ドラッグを販売する店舗を根絶するため、店舗を発見した場合は監視指導により廃業させ、0件を維持することを目標値として設定しました。					

活動指標							
基本事業	目標項目	27年度	28年度	29年度	目標達成 状況	30年度	31年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値		目標値 実績値	目標値 実績値
14401 薬物乱用 防止対策の推 進 (健康福祉部)	薬物乱用防止 に関する知識 と理解を深め た人数(累計)		509,000人	569,000人		629,000人	689,000人
		451,744人	514,342人				
14402 人と動物 との共生環境 づくり (健康福祉部)	犬・猫の殺処 分数		340匹 以下	270匹 以下		250匹 以下	200匹 以下
		366匹	191匹				

活動指標		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
基本事業	目標項目	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
		14403 医薬品等の安全な製造・供給の確保 (健康福祉部)	県内の医薬品等製造施設のうち不良品を出さなかった施設の割合	97.4%	100% 97.4%	100%
14404 生活衛生営業の衛生確保 (健康福祉部)	生活衛生営業施設のうち健康被害が発生しなかった施設の割合	99.9%	100% 100%	100%		100%

現状と課題

- ①「平成29年度三重県薬物乱用対策推進計画」に基づき、警察本部、教育委員会等の関係機関と連携し、薬物乱用防止に関する啓発、立入検査、再乱用防止に取り組んでいます。今後も引き続き、関係機関と連携し、危険ドラッグ等の薬物乱用防止に取り組む必要があります。
- ②「第2次三重県動物愛護管理推進計画」(平成26～30年度)に基づき、(公社)三重県獣医師会やボランティア団体等と連携し、動物愛護教室等の普及啓発活動、飼い主への終生飼養の指導等の引取り数を減らす取組や譲渡事業を行っています。犬・猫の殺処分がなくなることをめざし、今後も引き続き、関係団体と連携するとともに、平成29年5月に開所した三重県動物愛護推進センター「あすまいる」(以下「あすまいる」という。)を動物愛護管理の拠点とし、これらの取組を推進する必要があります。
- ③県内の医薬品等製造施設に不良品を出した施設はありませんが、医薬品等の安全確保のため、今後も引き続き、医薬品製造業者等の監視指導や製品検査を行う必要があります。また、後発医薬品の数量シェアが拡大していることから、その品質確保のために後発医薬品の製造施設の監視指導や製品検査を実施するとともに、後発医薬品の適正使用のために会議を開催し、関係団体との情報共有を行う必要があります。
- ④在宅医療への薬局・薬剤師の参画を促進するため、無菌調剤技術習得のための研修等に使用するモバイルファーマシーを整備するとともに、訪問薬剤管理指導等の薬局・薬剤師への研修会を開催します。また、薬系大学訪問や就職情報紙の作成等により、県内で不足している薬剤師の確保支援を行っています。薬局・薬剤師は地域包括ケアシステムを構築する重要な役割を担うことから、今後も引き続き、在宅医療への薬局・薬剤師の参画に係る取組や薬剤師の確保支援を行う必要があります。
- ⑤高等学校に対して献血セミナーを開催するとともに、ヤングミドナサポーターや三重県学生献血推進連盟「みえっち」の高校生や大学生等とともに献血啓発を実施するなど、若年層への献血思想の普及を図っています。将来にわたり献血協力者を確保するため、今後も引き続き、若年層に対する献血啓発に取り組む必要があります。
- ⑥生活衛生営業施設に対する監視指導や営業者に対する衛生管理に関する講習会等を行っています。施設における衛生確保を図るため、引き続き、監視指導等に取り組む必要があります。

- ⑦平成 30 年 6 月に住宅宿泊事業法が施行予定のため、制度の円滑な導入に向けて準備を進めています。今後も引き続き、同法の施行に向けて的確に対応していく必要があります。

平成 30 年度当初予算編成に向けての基本的な考え方

- ①警察本部、教育委員会等の関係機関と連携し、計画的な啓発、取締りや再乱用防止等により、危険ドラッグ等の薬物乱用防止に取り組みます。
- ②平成 35 年度までに犬・猫の殺処分をなくすため、動物愛護教室等の普及啓発活動等に取り組むとともに、平成 29 年 5 月に開所した「あすまいる」を動物愛護管理の拠点とし、犬・猫の譲渡等の殺処分ゼロに向けた取組、災害時などの危機管理対応、さまざまな主体との協創の取組を推進します。
- ③医薬品等の安全確保のため、医薬品製造業者等の監視指導や製品検査を行うとともに、県民に対して医薬品の副作用等に関する正しい知識の提供に取り組みます。また、引き続き、後発医薬品の製造施設の監視や製品検査に取り組むとともに、関係団体との会議を開催し、後発医薬品の適正使用に取り組みます。
- ④薬局・薬剤師の在宅医療への参画の促進や薬剤師の確保のための支援に取り組みます。
- ⑤若年層の献血推進のため、高等学校における献血セミナーの開催や高校生や大学生等の献血ボランティアと連携した献血啓発を実施していきます。また、献血セミナー受講者を実際の献血につなげるための仕組みの構築に取り組みます。
- ⑥生活衛生営業施設における衛生確保を図るため、施設の監視指導等を行うとともに、(公財)三重県生活衛生営業指導センターと連携して自主的な衛生管理の推進を図ります。
- ⑦住宅宿泊事業法の施行に向けて的確に対応し、施行後も同法の円滑な運用に取り組みます。

施策 145 食の安全・安心の確保

【主担当部局：健康福祉部】

県民の皆さんとめざす姿

農水産物の生産や食品の製造・加工・流通から消費に至る全ての過程において、安全管理の定着、高度化が図られているとともに、高病原性鳥インフルエンザ等の食に関わる課題に対し、県民の皆さんへの影響を最小限に抑えられる体制が整備され、食の安全・安心が確保された社会が構築されています。

平成 31 年度末での到達目標

農水産物の生産や食品の製造・加工・流通に至る全ての過程において監視指導を行うとともに、食品関連事業者の自主管理体制が構築されることにより、安全で安心な食品が供給されています。

県民指標						
目標項目	27 年度	28 年度	29 年度		30 年度	31 年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
食品の基準適合の確認率(累計)		50%	67%		84%	100%
	33.0%	50.2%				
目標項目の説明と平成 30 年度目標値の考え方						
目標項目の説明	検査する全ての食品と食品表示を行う全ての製造・加工施設のうち、基準に適合していることを確認した食品や施設（不適合であったが適合するよう改善したものを含む）の割合					
30 年度目標値の考え方	平成 31 年度までに、全て（食品：15,000 件、施設：13,800 件）の基準への適合性を確認し、安全で安心な食品供給の体制の維持が図られるよう、平成 30 年度の目標値を設定しました。					

活動指標							
基本事業	目標項目	27 年度	28 年度	29 年度		30 年度	31 年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
14501 食の安全・安心の確保 (健康福祉部)	食品事業者の自主点検実施件数		10,500 件	18,400 件		26,300 件	34,200 件
		3,126 件	11,420 件				
14502 農水産物の安全・安心の確保 (農林水産部)	高病原性鳥インフルエンザ等家畜伝染病の感染拡大阻止率		100%	100%		100%	100%
		100%	100%				

現状と課題

- ①消費者の食の安全・安心への関心が高まる中、農水産物の生産や食品の製造・加工・流通に至る過程において、衛生管理や食品表示等の監視指導、食品の検査等に取り組んでいます。引き続きこれらの取組を実施し、県内に流通する食品の安全を確保することが必要です。
- ②安全で安心な食品が消費者に供給されるよう、食品関連事業者や生産者のコンプライアンス意識の向上を図るための講習会を実施するとともに、(一社)三重県食品衛生協会と連携し、食品関係施設の衛生管理や食品表示等について自主点検に取り組んでいます。引き続き、食の安全・安心を確保するための自主的な取組を促進する必要があります。
- ③「三重県食の安全・安心確保基本方針」に基づき、関連事業者の主体的な取組の促進、県民への情報提供に努めています。引き続き、食の安全・安心の確保のため、食品関連事業者による衛生管理意識のさらなる向上を図るとともに、消費者が食品に対する知識と理解を深めて、自らが判断・選択できるよう、食品関連事業者の取組などの食に関する情報を提供していくことが必要です。
- ④高病原性鳥インフルエンザ等の家畜伝染病の発生に備えて訓練等の実施や生産者等への防疫対策の徹底等を指導しています。また、農薬や動物・水産用医薬品等の生産資材については、適正な流通や使用等が図られるよう監視指導を実施しています。今後も引き続き、農水産物の安全・安心の確保のため、家畜伝染病に係る防疫体制の強化や農薬、肥料、動物・水産用医薬品、飼料等の適正使用・管理、安全・安心な農産物の生産管理の仕組みづくりを進めることが必要です。

平成30年度当初予算編成に向けての基本的な考え方

健康福祉部

- ①「三重県食品監視指導計画」に基づき、食品による健康被害の防止や食品表示の適正化のための監視指導を実施するとともに、食品中の残留農薬や微生物等について検査を実施し、衛生基準等に不適合があった場合は、事業者に対して改善するよう指導します。また、食肉の安全性を確保するため、と畜検査・食鳥検査を全頭(羽)実施します。
- ②(一社)三重県食品衛生協会と連携し、食品関係施設の衛生管理や食品表示等についての自主点検および食品事業者への講習など、食品事業者が行う自主管理の取組を促進します。

農林水産部

- ③食の安全・安心確保のための施策を調査審議する「三重県食の安全・安心確保のための検討会議」を開催し、委員の意見等を施策に反映させていきます。また、米穀の適正な流通を確保するため、米穀の科学的な分析検査を実施するとともに、関連事業者の自主点検の促進等を通じてコンプライアンス意識の向上に取り組めます。さらに出前トークやホームページ等の充実を図り、消費者への情報提供を進めます。
- ④高病原性鳥インフルエンザなど家畜伝染病の発生予防と発生時の迅速な対応に向け、生産者等との連携強化、防疫研修等を実施していきます。併せて、農場HACCP等の概念を取り入れた畜産農場の生産衛生管理の推進や精度の高い検査体制の整備に取り組めます。また、農薬や動物・水産用医薬品等の適正な流通・使用に向け、監視指導等を計画的に行うとともに、みえの安全・安心農業生産の普及・拡大を図るため、IPM(総合的病害虫管理)の実践等を推進します。

施策 146

感染症の予防と拡大防止対策の推進

【主担当部局：健康福祉部】

県民の皆さんとめざす姿

県民一人ひとりが感染予防に自主的に取り組むとともに、感染症が発生した際は、地域社会全体が的確な情報に基づき、速やかに感染拡大防止対策をとることにより、県民が安心して暮らせる環境が整っています。

平成31年度末での到達目標

県民一人ひとりの感染予防に対する意識が高められ、感染予防や感染拡大防止対策がとられています。

また、発生すると社会的影響が大きい感染症については、速やかな防疫措置ができています。

県民指標

目標項目	27年度	28年度	29年度		30年度	31年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
危険性の高い 感染症発生数 のうち集団発 生が抑止でき た割合		100%	100%		100%	100%
	100%	100%				
目標項目の説明と平成30年度目標値の考え方						
目標項目 の説明	「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づく、一、二、三類感染症発生数のうち集団感染が抑止できた割合					
30年度目標 値の考え方	一、二、三類感染症の集団発生を起こさない、もしくは小規模に抑えることが重要であるため、患者発生数のうち、集団発生を抑止できた数の割合を100%とすることを目標として設定しました。					

活動指標

基本事業	目標項目	27年度	28年度	29年度		30年度	31年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
14601 感染予防 のための普及 啓発の推進 (健康福祉部)	感染予防を普 及啓発する推 進者の総数(累 計)		100人	200人		300人	400人
		—	144人				
14602 感染症危 機管理体制の 整備 (健康福祉部)	感染症危機管 理に関する訓 練実施率		40%	60%		80%	100%
		20%	50%				

活動指標		27年度	28年度	29年度		30年度	31年度
基本事業	目標項目	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
		14603 感染症対策のための相談・検査の推進 (健康福祉部)	保健所におけるHIV(エイズの原因となるウイルス)検査受診者数	1,395件	1,490件 1,337件	1,560件	

現状と課題

- ①感染症情報化コーディネーターのスキルアップ研修会を実施するとともに、学校、幼稚園、保育所、高齢者施設等で感染症情報化コーディネーター等と協力しながら感染予防を普及啓発する推進者の養成研修会を実施しています。また、感染症情報システムを活用して、学校、幼稚園、保育所等に対して、感染症の流行状況に合わせた情報提供や注意喚起を行っています。今後も引き続き、感染症情報システムの活用やコーディネーターとの連携により、各施設等で適切な感染予防対策がとれるよう取り組んでいく必要があります。
- ②エボラ出血熱や新型インフルエンザ等のような、発生すると社会的影響の大きい感染症に対し、適切な治療や防疫措置を講じるため、感染症指定医療機関等の運営や設備整備への補助、防疫用品や抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄、更新を行うとともに、発生に備えて医療機関等と連携した訓練に向けて取り組んでいます。今後も引き続き、防疫体制の充実を図っていく必要があります。
- ③エイズや肝炎の早期発見と感染拡大防止のため、保健所における無料のHIV(エイズの原因となるウイルス)検査、B型・C型肝炎ウイルス検査や相談及び委託医療機関における無料のB型・C型肝炎ウイルス検査を実施するとともに、普及啓発を行っています。エイズやウイルス性肝炎の感染拡大や発病の予防には早期発見と適切な医療が重要であることから、今後も引き続き、無料の検査や啓発を実施していくとともに、陽性者が安心して治療を受けることができるよう、相談体制の充実に取り組む必要があります。また、肝炎ウイルス検査陽性者等の重症化を予防するため、フォローアップ事業や検査費用の助成を実施しています。引き続き、フォローアップ事業等の実施や啓発を行っていく必要があります。
- ④結核は、集団感染のリスクが高く、早期発見と治療の完遂が重要なため、健康診断や医療費の助成、訪問指導、服薬支援(DOTS)、接触者健診、結核菌分子疫学的解析等を実施し、感染拡大を防止しています。しかし、県内の結核新規登録患者数は横這いの状況で、患者の高齢化や外国人患者の増加等の課題があるため、今後も引き続き、対策を継続するとともに、高齢者や外国人等に対する支援を充実する必要があります。
- ⑤予防接種については、三重県予防接種センターにおいて、県民や市町、医療機関等からの相談に対応するとともに、学校、幼稚園、保育所等関係者への研修や市町と連携して健康被害者の救済や接種率向上、接種間違いの防止等に取り組んでいます。また、先天性風しん症候群の発生を予防するため、無料の風しん抗体検査を実施しています。予防接種が適切に実施されるよう、これらの取組を継続していく必要があります。

- ①感染症情報化コーディネーターの資質向上を図るとともに、各施設等で感染予防を普及啓発する推進者を養成します。また、感染症情報システムを活用し、コーディネーターや推進者、各施設等と連携を図りながら感染予防や感染拡大防止に取り組みます。
- ②発生すると社会的影響の大きい感染症の発生に備え、感染症指定医療機関等の運営や設備整備への補助、防疫用品や抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄を継続するとともに、医療機関、消防、警察等の関係機関と連携した訓練を実施し、発生時に迅速な対応ができるよう体制を整えます。
- ③早期発見や感染拡大防止に向けて、HIVや肝炎ウイルスの無料検査の実施、イベント等にあわせて行う正しい知識や検査の必要性の啓発とともに、陽性者が安心して治療を受けることができるよう、相談体制の充実に取り組みます。また、肝炎ウイルス検査陽性者等を対象に、重症化予防のためのフォローアップ事業や検査費用の助成を実施するとともに、これらの事業の啓発を行います。
- ④結核の早期発見と適切な治療につながるよう、健康診断や医療費の助成、訪問指導、服薬支援（DOTS）、接触者健診、結核菌分子疫学的解析等を継続するとともに、高齢者や外国人等に対して正しい知識の普及啓発等の支援を行います。
- ⑤三重県予防接種センターの円滑な運営を支援するとともに、市町と連携した健康被害者の救済や接種率向上、接種間違いの防止等の取組を継続し、予防接種が適切に実施されるよう体制の充実を図ります。また、先天性風しん症候群の発生を予防するため、無料の風しん抗体検査を継続します。

施策 147 獣害対策の推進

【主担当部局：農林水産部】

県民の皆さんとめざす姿

農山漁村に暮らす皆さんとともに、野生鳥獣の被害防止や生息数管理、獣肉等の利活用を促進する総合的な獣害対策に取り組むことにより、獣害が減少し、安心して暮らせる農山漁村の実現につながっています。

平成31年度末での到達目標

農山漁村の振興を図る上で支障となっている獣害が減少し、安心して暮らせる農山漁村づくりが進むとともに、持続的な農林水産業の展開につながっています。

県民指標

目標項目	27年度	28年度	29年度		30年度	31年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
野生鳥獣による農林水産業被害金額	558百万円 (26年度)	533百万円 (27年度)	508百万円 (28年度)		483百万円 (29年度)	460百万円 (30年度)
目標項目の説明	サル、ニホンジカ、イノシシ、カワウ等による農林水産業の被害金額					
30年度目標値の考え方	国の方針に合わせて、10年後にニホンジカ・イノシシの生息数とサルの加害群れを半減させることにより、4年間で約1億円の被害額の減少をめざすことから、毎年度25百万円減少させることを目標として設定しました。					

活動指標

基本事業	目標項目	27年度	28年度	29年度		30年度	31年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
14701 獣害対策の体制づくりの推進(農林水産部)	獣害対策の体制づくりに取り組む集落数(累計)	470集落 (26年度)	503集落 (27年度)	536集落 (28年度)		568集落 (29年度)	600集落 (30年度)
14702 獣害につよい集落活動の実践による被害防止の推進(農林水産部)	被害が大きい集落の割合	47% (26年度)	45% (27年度)	42% (28年度)		39% (29年度)	36% (30年度)
14703 野生鳥獣のモニタリングに基づいた生息数管理の推進(農林水産部)	ニホンジカの推定生息頭数	56,200頭	50,800頭	47,400頭		44,300頭	41,500頭
14704 獣肉等利活用の促進(農林水産部)	みえジビエとして利活用された野生獣の頭数(ニホンジカ、イノシシ)	957頭	1,000頭	1,100頭		1,200頭	1,300頭

現状と課題

- ①集落ぐるみの獣害対策を進めるため、集落代表者アンケートで獣害が大きいと回答する集落を主な対象として、関係市町と連携しながら67集落を選定し、研修会等の開催により獣害対策に取り組む体制づくりを進めました。今後とも、集落ぐるみによる体制整備と強化を図る必要があります。また、地域の獣害対策を担う指導者を育成するため、これまでの基礎研修に加えて、より実践的な研修内容を含む高度化研修を実施しました。引き続き、指導者育成に取り組む必要があります。さらに、野生獣による生活被害への対応として、鉄道事業者や警察などを構成員とする情報連絡会を開催し、情報の共有を行うとともに、県が実施したニホンジカ捕獲事業の結果等について情報提供を行いました。引き続き、関係機関との情報共有を進めていく必要があります。
- ②被害防止の取組として、地域獣害対策協議会が取り組む捕獲活動への支援を行うとともに、7市町に対して侵入防止柵の整備を支援しました。引き続き、市町と連携して、捕獲や侵入防止柵の整備等を支援していく必要があります。
- ③第二種特定鳥獣管理計画に基づいたニホンザルの計画的な個体数調整を進めるため、2市1町が地域実施計画を策定しました。引き続き、市町に地域実施計画の策定を促すとともに、ICTを用いた大量捕獲技術等の活用により、適切なニホンザル生息数管理を行う必要があります。また、同計画に基づいたニホンジカの県による計画的な捕獲を行うため、生息状況を調査し、実施計画書を作成しました。今後とも計画的な捕獲を進める必要があります。さらに、狩猟者の確保のため、狩猟免許更新講習を行うとともに、狩猟免許試験を実施し、新たに274名が免許を取得しました。今後とも、狩猟者数の確保を図る必要があります。
- ④「みえジビエ」のPRや情報発信の取組を進めるため、「みえジビエ推進協議会」へ業務委託するとともに、食品関連事業者と連携し新たな商品化に向けた検討や品質確保のための衛生上のモニタリング検査を実施しました。引き続き、協議会等と連携し「みえジビエ」のさらなる魅力向上に取り組む必要があります。

平成30年度当初予算編成に向けての基本的な考え方

- ①集落ぐるみで獣害対策を進める集落を拡大するため、引き続き、集落リーダーとの話し合いや集落座談会および研修会等を開催していきます。また、獣害対策に取り組む集落の優れた活動を表彰するとともに、獣害対策の新技术などの情報提供と集落間の情報交換を図るために「獣害につよい三重づくりフォーラム」を開催し、集落ぐるみで獣害対策に取り組む機運の醸成を図ります。
- ②市町の被害防止計画の達成に向けて、侵入防止柵の整備への支援を行うとともに、組織的な有害捕獲への取組を支援します。また、被害状況や捕獲状況などを地図上で整理した獣害情報マップを作成し、市町が実施する獣害対策を支援します。さらに、獣害対策に取り組んでいる集落に対しては、侵入防止柵の効果的な設置、補修・改良方法などの情報提供を行い、さらなる被害軽減を図ります。
- ③ニホンジカ、イノシシ、ニホンザルの生息数管理を適切に行うため、生息状況のモニタリングを着実にを行い、個体数調整に取り組めます。また、ニホンジカについては、第二種特定鳥獣管理計画に基づく県による捕獲を積極的に進めるとともに、ニホンザルについては、適切な生息数管理のため、地域実施計画の策定を市町に促してまいります。さらに、狩猟免許所持者の確保を図るとともに、ICTを用いた捕獲装置の改良を進め、引き続き、捕獲頭数の維持・拡大に取り組めます。
- ④獣肉等の利活用を促進するため、「みえジビエ」の付加価値向上に向けた商品開発や販路拡大など、「みえジビエ推進協議会」と連携して取り組めます。また、「『みえジビエ』品質・衛生管理マニュアル」の普及や「みえジビエ登録制度」の適正な運用による登録事業者の拡大に努めるほか、処理加工・流通において「みえジビエ」の安全性や品質の確保、安定供給に向けた体制を構築します。

施策 151 地球温暖化対策の推進

【主担当部局：環境生活部】

県民の皆さんとめざす姿

地球温暖化対策の必要性について広く認知され、県民一人ひとりが日常生活において、また事業者は事業活動において、温室効果ガス排出削減に向けて自主的に行動し、地球温暖化の緩和が進められているとともに、さまざまな分野において、県内で起こりつつある地球温暖化による気候変動の影響への適応が進められています。

平成31年度末での到達目標

家庭や事業所では、省エネルギー、節電、再生可能エネルギーの導入等の温室効果ガス排出削減の自主的な取組が進んでいます。

また、県民の皆さんや事業者等が連携した低炭素なまちづくりの取組が広がっています。

県民指標

目標項目	27年度	28年度	29年度		30年度	31年度
	現状値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
家庭での電力消費による二酸化炭素排出量	/	1,165千 t-CO ₂	1,150千 t-CO ₂		1,134千 t-CO ₂	1,119千 t-CO ₂
	1,144千 t-CO ₂	1,148千 t-CO ₂			/	/

目標項目の説明と平成30年度目標値の考え方

目標項目の説明	家庭部門からの二酸化炭素排出量として、家庭での電力消費による二酸化炭素排出量
30年度目標値の考え方	国では、2030年度に2013年度比で温室効果ガスの排出量を26%削減することとしており、家庭での取組を継続して促進しつつ、国の目標達成に資するよう目標値を設定しました。

活動指標

基本事業	目標項目	27年度	28年度	29年度		30年度	31年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
15101 温室効果ガス排出削減の取組推進 (環境生活部)	大規模事業所における温室効果ガスの排出量の増減比率	/	+0.8% 以下 (27年度)	+1.2% 以下 (28年度)		+1.6% 以下 (29年度)	+2.0% 以下 (30年度)
		-0.5% (26年度)	-1.4% (27年度)			/	/
15102 電気自動車等を活用した温暖化対策の推進 (環境生活部)	電気自動車等を活用した温暖化対策に取り組む地域の数(累計)	/	4地域	6地域		8地域	10地域
		1地域	2地域			/	/

基本事業	目標項目	27年度	28年度	29年度		30年度	31年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
15103 地球温暖化対策の普及啓発の推進 (環境生活部)	地球温暖化対策講座等の受講後に、活動に取り組む意向を示した受講者の割合		97.0%	98.0%		99.0%	100%
		95.8%	99.3%				
15104 環境教育の推進 (環境生活部)	環境教育講座等参加者の満足度		100%	100%		100%	100%
		98.4%	99.7%				

現状と課題

- ①平成 27(2015)年の COP21 でパリ協定が採択され、平成 28(2016)年 5 月には国の地球温暖化対策計画が閣議決定されました。平成 42(2030)年度に平成 25(2013)年度比で 26%削減する国の目標達成に向け、一層、温室効果ガス排出削減の取組を進めていく必要があります。
- ②大規模事業所における温室効果ガスの排出削減が進んできていますが、さらなる削減に向けた取組が必要です。また、中小規模の事業所の温室効果ガスの排出削減等の環境負荷低減のために、引き続き環境経営の促進に取り組む必要があります。
- ③県内の市町で電気自動車等の活用や LED 照明の導入等が進んできていますが、さらに多くの市町等で低炭素なまちづくりの取組を広げていく必要があります。
- ④東日本大震災以降、県民の皆さんや事業者に省エネルギーの意識が高まりつつありますが、より一層の省エネルギーの取組を促進する必要があります。
- ⑤世界的に温暖化の影響が顕在化しつつあり、県内においても、農林水産業、自然災害、健康などのさまざまな分野への影響が懸念されています。
- ⑥環境問題解決への具体的な行動を実践する人材を育てるためには、子どもたちを含めた環境教育が重要です。

平成 30 年度当初予算編成に向けての基本的な考え方

- ①「三重県地球温暖化対策推進条例」や「三重県地球温暖化対策実行計画」に基づき、温室効果ガスの排出削減の取組を推進していきます。
- ②温室効果ガスの排出削減を進めるため、大規模事業所に対し地球温暖化対策計画書に基づく自主的な削減取組を促進するとともに、中小規模の事業所に対しては、三重県版小規模事業所向け環境マネジメントシステム(M-E MS)等の導入促進により、環境負荷低減の取組を進めます。
- ③市町等と連携して電気自動車等の活用や LED 照明の導入等の省エネルギーに取り組む、低炭素なまちづくりの取組を広げていきます。
- ④家庭での温室効果ガス排出削減の取組を促進するため、地球温暖化防止活動推進センターと連携し、地球温暖化防止活動推進員等が行う普及啓発活動を通じて、節電取組や省エネ家電の導入、再生可能エネルギーの導入等を促進します。
- ⑤地球温暖化により将来生じる影響の最新情報について、県民の皆さんや事業者等に提供していくことで、地球温暖化の緩和とその影響への適応の取組を促進していきます。
- ⑥環境配慮行動の定着を図るため、三重県環境学習情報センターにおける講座において、ESD等の取組を推進するとともに、県民の皆さんのニーズにあった学習メニューを実施していきます。

施策 152 廃棄物総合対策の推進

【主担当部局：環境生活部廃棄物対策局】

県民の皆さんとめざす姿

私たちの生活や事業活動から生じる廃棄物について、県民の皆さんや事業者等のさまざまな主体の連携により、発生抑制、再使用、再生利用および適正処理が進むとともに、廃棄物が貴重な資源やエネルギー源としてより一層有効活用され、循環型社会の定着が実感できる社会となっています。

平成31年度末での到達目標

ごみの発生・排出抑制が進み、地域特性などに応じた循環利用により、最終処分される廃棄物が減少しています。また、産業廃棄物の排出事業者の処理責任の徹底や監視指導により、不法投棄等不適正処理の未然防止や早期対応が進み、不適正処理4事案についても着実に是正されてきています。

県民指標

目標項目	27年度	28年度	29年度		30年度	31年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
廃棄物の最終処分量	/	289千t 以下	283千t 以下		277千t 以下	270千t 以下
	309千t	296千t (速報値)			/	/
目標項目の説明と平成30年度目標値の考え方						
目標項目の説明	最終処分された一般廃棄物と産業廃棄物の総量					
30年度目標値の考え方	廃棄物処理計画の目標値の考え方をふまえて設定した平成31年度目標値の達成に向けて、平成30年度目標値を277千t以下と設定しました。					

活動指標

基本事業	目標項目	27年度	28年度	29年度		30年度	31年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
15201 ごみゼロ社会の実現 (環境生活部廃棄物対策局)	1人1日あたりのごみ排出量(一般廃棄物の排出量)	/	965g/ 人日以下	957g/ 人日以下		950g/ 人日以下	943g/ 人日以下
		959g/ 人日	970g/ 人日 (速報値)			/	/
15202 産業廃棄物の3Rの推進 (環境生活部廃棄物対策局)	産業廃棄物の再生利用率	/	43.2%	43.3%		43.4%	43.5%
		42.8%	43.7%			/	/
15203 廃棄物処理の安全・安心の確保 (環境生活部廃棄物対策局)	不法投棄等不適正処理事案の改善着手率	/	100%	100%		100%	100%
		69.2%	100%			/	/
15204 不適正処理の是正措置の推進 (環境生活部廃棄物対策局)	不適正処理4事案に係る行政代執行による是正措置の進捗率	/	56.3%	68.8%		75.0%	81.3%
		37.5%	50.0%			/	/

現状と課題

- ① 県民の皆さん、事業者、行政等のさまざまな主体が連携した3R（発生抑制、再使用、再生利用）の取組により、一般廃棄物の排出量および最終処分量は着実に削減され、資源化率についても全国と比べて高い水準を維持している状況にあります。引き続きごみゼロ社会の実現に向けた取組を推進するとともに、循環の質にも着目して、枯渇性資源の循環利用のための使用済小型電子機器等の回収や、食品廃棄物の削減、リサイクルに向けた取組などを促進する必要があります。
- ② 産業廃棄物の3Rの推進により、再生利用率は向上し、最終処分量は着実に削減されましたが、排出量については、景気の動向もあり明確な削減傾向は見られない状況です。今後、排出量の削減等に向け、排出事業者の一層の取組が求められます。また、枯渇性資源の循環利用や未利用エネルギーの有効活用などを推進する必要があります。
- ③ 産業廃棄物の不法投棄等の不適正処理については、依然として後を絶たない状況です。引き続き、排出事業者責任の徹底、処理状況の透明化や厳正な監視指導など、県民が安全・安心を実感できる取組が必要です。また、南海トラフ地震等の大規模災害時においても、適正かつ円滑に災害廃棄物処理が行われる体制を早期に整備することが求められています。
- ④ 過去に産業廃棄物が不適正処理された4事案（四日市市大矢知・平津、桑名市源十郎新田、桑名市五反田、四日市市内山）については、行政代執行により着実に環境修復を行うことが必要です。

平成30年度当初予算編成に向けての基本的な考え方

環境生活部

- ① 平成27（2015）年度に策定した廃棄物処理計画に基づき、3Rや適正処理の取組を進め、安全・安心を確保しつつ、循環の質にも着目して、枯渇性資源の循環利用のための使用済小型電子機器等の回収や廃棄物の持つ未利用エネルギーの回収、食品ロスの削減やリサイクルの取組を促進します。
- ② RDF焼却・発電事業終了後の関係市町等のごみ処理体制が確実に構築されるよう、市町等で設置した委員会等に参画し技術的支援を実施していきます。
- ③ 大規模災害時に備え災害廃棄物の適正かつ円滑な処理が実施されるよう、国や近隣県、市町、民間事業者団体等との連携強化に取り組みます。また、災害廃棄物処理に精通した人材の育成や、市町等職員の災害対応力を高める取組を進めます。
- ④ 事業者、廃棄物処理業者、研究機関、行政等のさまざまな主体との協創による、地域特性や資源の性状に応じた最適な規模の地域循環圏の形成に向けた取組を促進します。また、PCB廃棄物の早期適正処理を促進するため、PCB使用電気機器を保有している可能性のある事業所を対象に実態調査等を実施します。
- ⑤ 排出事業者の処理責任の徹底に向け、電子マニフェストや優良認定処理業者の活用を促進するとともに、処理業者の優良化を図り、廃棄物処理にかかる県民の安全・安心を確保します。
- ⑥ 産業廃棄物の不適正処理の未然防止や早期発見・早期是正のため、厳正な監視指導を行うとともに、市町、県内自主活動団体等のさまざまな主体との連携を強化し不法投棄を許さない社会づくりを進めます。
- ⑦ 産業廃棄物が不適正処理された4事案について、平成34（2022）年度までに対策を完了するよう、着実に工事を実施し、対策工事の効果確認を行います。

環境生活部・企業庁

- ⑧ RDF焼却・発電事業については、市町のごみ処理が円滑に進むよう引き続き安全対策に取り組み、安全で安定した運転を行います。

施策 153 豊かな自然環境の保全と活用

【主担当部局：農林水産部】

県民の皆さんとめざす姿

県民の皆さんやNPO、事業者などさまざまな主体が、生物多様性をはじめとする自然環境を自主的に保全・再生する社会が形成され、三重県の豊かな自然が継承されています。また、県民の皆さんが、自然とのふれあいや自然資源の持続可能な活用を通じて、自然からの恩恵を享受しています。

平成31年度末での到達目標

生物多様性をはじめとする自然環境の保全活動のサポート機能を充実することで、県民の皆さんや事業者、NPO等による生態系や希少野生動植物、里地・里山・里海の自主的な保全活動が活発に行われています。また、こうした取組をとおして、県民の皆さんが自然とのふれあいや地域への愛着を深めながら暮らせる自然環境が維持保全されています。

県民指標						
目標項目	27年度	28年度	29年度		30年度	31年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
自然環境の保全活動団体数		78 団体	80 団体		82 団体	84 団体
	76 団体	80 団体				
目標項目の説明と平成30年度目標値の考え方						
目標項目の説明	絶滅のおそれのある野生動植物種の保全活動および里地・里山・里海等の保全活動を継続して実施している実施団体数の合計					
30年度目標値の考え方	平成31年度に活動団体数を現状値から8団体増やすことを目標としており、平成30年度は前年度の目標値から2団体増加させることを目標値として設定しました。					

活動指標							
基本事業	目標項目	27年度	28年度	29年度		30年度	31年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
15301 貴重な生態系と生物多様性の保全 (農林水産部)	希少野生動植物種の保全活動や貴重な生態系の維持回復活動の実施率		60.0%	75.0%		85.0%	100%
		50.0%	65.0%				
15302 自然とのふれあいの促進 (農林水産部)	自然とのふれあい体験の満足度		72.0%	74.0%		77.0%	80.0%
		69.9%	72.3%				

現状と課題

- ①生物多様性の保全を推進するため、「第2期みえ生物多様性推進プラン」に基づき、県民の皆さんの参画を得ながら、県内の希少野生動植物種の生息・生育状況調査や保全活動を12回実施しました。また、さまざまな主体による自主的な保全活動を促進するため、自然環境保全活動者に対して事業者等がサポートする仕組みとして、「みえ生物多様性パートナーシップ協定」制度を立ち上げ、4件の協定を締結しました。今後も希少野生動植物の保全活動を進めるとともに、開発や乱獲の恐れがある地区においては、「希少野生動植物監視地区」の指定による保全を進める必要があります。
- ②県民の皆さんを対象として、身近な自然環境や生物多様性の状況、それらのもたらすさまざまな恩恵など、環境保全の重要性を伝えるための研修会・出前講座等を10回実施しました。また、自然環境の保全に係る活動団体等と連携し、子どもたちを対象に生物多様性の理解につながる観察会や外来生物の駆除活動などを10回実施し、普及啓発に取り組みました。引き続き、将来の自然環境を支える子どもたち等の生物多様性への理解を高める必要があります。
- ③自然環境を保全するため、里地・里山・里海や河川等において、景観維持や侵入竹の除去など、県民の皆さんやNPO等による自主的な自然環境保全活動が行われています。また、保全活動の実施にあたって専門家のアドバイスや県職員による情報提供を実施しました。引き続き、さまざまな主体による自主的な自然環境保全活動を促進していく必要があります。
- ④近年増加している太陽光発電施設等の設置に際し、自然環境の保全や希少野生動植物の保護を図るため、三重県自然環境保全条例等に基づき、関係事業者への適切な指導、助言を行いました。一部の地域では、大規模な太陽光発電施設の設置による影響が危惧されていることから、「三重県太陽光発電施設の適正導入に係るガイドライン」に基づき、適切に対応していく必要があります。
- ⑤県民の皆さんに自然とのふれあいの場を提供するため、7つの自然公園における施設や2つの森林公園の適正な維持管理を行うとともに、地元企業や市町の協力を得て、2か所の老朽化した自然公園施設の修繕に取り組みました。今後も、自然公園施設の整備を進めるとともに、利用者のニーズにあった公園管理やイベントを実施し、利用者の満足度の向上に取り組む必要があります。
- ⑥世界水準のナショナルパークとして、伊勢志摩国立公園が誇る美しい自然や豊かな歴史・文化等を資源とした誘客を促進するため、インバウンドの拡大に取り組む事業者を対象としたセミナーを開催したほか、地域の機運醸成に向け、8月に志摩市において地域住民を対象としたイベントを開催しました。引き続き、官民が一体となって、国内外への情報発信、快適な利用環境の整備や景観の保全に向けた取組など、「伊勢志摩国立公園ステップアッププログラム2020」を確実に実行していく必要があります。
- ⑦ステップアッププログラムに基づくエコツーリズムの推進に向け、伊勢志摩地域を対象とするエコツーリズム推進協議会の設立に向けた準備会を5月に発足させるとともに、専門家を招いたセミナーを開催しました。また、環境省と連携し、国立公園の利用者に新たな魅力を伝えるツアー等に取り組む事業者を対象として、アドバイザーの派遣等に取り組んでいます。今後も引き続き、エコツーリズムの質の向上や地域の自然や魅力を伝えることができる人材の育成を進める必要があります。

平成30年度当初予算編成に向けての基本的な考え方

- ①生物多様性の保全を推進するため、引き続き、県民の皆さんの参画を得ながら、県内の希少野生動植物種の生息・生育状況調査を進めるとともに、大規模な開発や乱獲の恐れがある地区において、「希少野生動植物監視地区」の指定について検討を進めます。また、さまざまな主体による自主的な保全活動を促進するため、「みえ生物多様性パートナーシップ協定」の締結に取り組めます。

- ②県民の皆さんに、身近な自然環境や生物多様性の重要性を啓発するとともに、保全に向け自主的な活動を促進します。また、将来の自然環境を支える子どもたちを対象として、学校への出前授業や各種イベントを通じて生物多様性の重要性に対する理解促進を図ります。
- ③自然環境の保全に向け、自然公園や三重県自然環境保全地域等の適正管理に取り組むとともに、里地・里山・里海や河川などにおいて、県民の皆さんやNPO、事業者などさまざまな主体による自主的な自然環境保全活動が継続できるよう、引き続き、専門的な知識や必要な情報の提供などに取り組めます。
- ④自然環境の保全や希少野生動植物の保護を図るため、三重県自然環境保全条例等の関係法令や「三重県太陽光発電施設の適正導入に係るガイドライン」に基づき、関係事業者への適切な指導、助言に努めます。また、大規模な太陽光発電施設の設置については、事業計画の初期の段階から関係部局との連携、情報共有のもとで関係法令等に基づいた適切な指導、助言を行います。
- ⑤県民の皆さんに自然とのふれあいの場を提供するため、自然公園施設の適切な維持管理や施設整備を進めます。また、市町や指定管理者、活動団体などと連携し、三重県民の森や三重県上野森林公園など県民が自然とふれあう拠点において、魅力ある自然体験プログラム等を実施します。さらに、指定50周年を迎える鈴鹿国定公園において、関係市町や関係団体等と連携した記念イベントの開催やガイドマップの作成等に取り組めます。
- ⑥伊勢志摩国立公園への国内外からの誘客を促進するため、ステップアッププログラムに基づき、伊勢志摩地域が誇る自然や景観などの保全に向けて、地域住民を主体としたナショナルトラスト活動等を推進します。また、インバウンドの受け入れ態勢の充実に向けた外国語に対応できるガイドの育成や、ビューポイントとして選定された大王埼灯台（志摩市）、登茂山園地（志摩市）、青峰山（鳥羽市）などの整備に取り組めます。
- ⑦伊勢志摩地域のエコツーリズムの取組を促進するため、設立した協議会を核として、交通事業者や宿泊事業者等と連携し、三重県が誇る美しい自然や豊かな伝統・文化を資源として活用した周遊ツアーの開発などに取り組めます。

施策 154 大気・水環境の保全

【主担当部局：環境生活部】

県民の皆さんとめざす姿

大気や河川、海域の環境基準が達成され、県民の皆さんが良好な大気環境と美しい水環境のもとで、健康で豊かな生活を営んでいます。

また、県民の皆さんやさまざまな主体が協力して大気や水環境の保全活動に積極的に取り組み、自動車排出ガスや生活排水などの身近な暮らしの問題に対する取組の効果があらわれています。

平成31年度末での到達目標

工場・事業場において排出ガスや排水が適正に管理されるとともに負荷量の削減が行われています。大気環境への負荷が少ない自動車の利用が進み、さらに生活排水処理施設の整備促進により、大気や河川、海域の環境基準の達成率が向上しています。

また、県民の皆さんやさまざまな主体が協力して環境保全活動に積極的に取り組むことにより、身近な暮らしの問題を改善していきます。

県民指標						
目標項目	27年度	28年度	29年度		30年度	31年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
大気環境および水環境に係る環境基準の達成率	96.1%	93.0% 96.1%	94.0%		95.0%	97.0%
目標項目の説明と平成30年度目標値の考え方						
目標項目の説明	大気環境測定地点および河川・海域水域における環境基準の達成割合					
30年度目標値の考え方	各種施策を講じるにより全地点および全水域で環境基準を達成することをめざして目標値を設定しました。					

活動指標							
基本事業	目標項目	27年度	28年度	29年度		30年度	31年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
15401 大気・水環境への負荷の削減 (環境生活部)	大気・水質の排出基準適合率		100%	100%		100%	100%
		99.9%	99.9%				
15402 自動車環境対策の推進 (環境生活部)	NOx・PM法対策地域全体の 大気環境基準達成率		100%	100%		100%	100%
		100%	100%				
15403 生活排水対策の推進 (環境生活部)	生活排水処理施設の整備率		83.5%	84.5%		85.5%	86.5%
		82.6%	83.5%				

基本事業	目標項目	27年度	28年度	29年度		30年度	31年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値
15404 伊勢湾の再生に向けた取組の推進 (環境生活部)	海岸漂着物対策等の水環境の保全活動に参加した県民の数		30,250人	31,500人		32,750人	34,000人
		26,629人	64,067人				
15405 環境保全のための調査研究成果の還元 (環境生活部)	大気環境および水環境の保全に関する調査研究成果を公表した研究事業数		6件	6件		7件	7件
		4件	6件				

現状と課題

- ①大気環境はおおむね良好な状態に改善されていますが、光化学スモッグやPM2.5は、健康への影響を考慮し、その濃度上昇に備えるための予報等を発令している状況があります。河川(BOD)の環境基準達成率は近年90%以上で推移しておりますが、海域のうち伊勢湾(COD)の環境基準達成率は50%前後の達成率に留まっています。また、赤潮の発生は減少したものの貧酸素水塊が発生しています。引き続き、工場・事業場からのばい煙・汚濁物質の排出抑制および生活排水にかかる汚濁負荷量の削減等が求められています。一方、大規模な開発事業や工作物の新設等は環境に大きな影響を与えるおそれがあることから適正な環境配慮を行うことが求められます。
- ②NOx・PM法対策地域内の二酸化窒素濃度については、環境基準を達成していますが、一部の自動車排出ガス測定局では、環境基準に近い水準で推移しています。局地的には環境基準を超過しているおそれがあり、自動車環境対策の継続と現況把握が必要です。
- ③生活排水処理施設の整備は着実に進展してきましたが、整備率(83.5%)は全国平均(90.4%)と比較してまだ低く、未整備人口の解消が求められています。
- ④伊勢湾等の海岸域では、ごみが河川を経由して漂着しており、砂浜等の景観の悪化と漁業や生態系への影響が懸念されています。流域圏での環境保全活動の拡大と効果的な発生抑制対策が求められています。
- ⑤PM2.5や伊勢湾の貧酸素水塊など環境改善に向けて、効果的な対策のためには地域環境に応じた調査研究が必要です。

平成30年度当初予算編成に向けての基本的な考え方

- ①大気環境や水環境について、工場・事業場からの負荷を削減するため、検体採取を伴う立入検査により、法令遵守の徹底等を図ります。また、法に基づき大気、公共水域(河川、海域)および地下水の常時監視を行い環境基準等の適合状況を確認します。測定結果について迅速な情報提供に努め、光化学スモッグやPM2.5の濃度が上昇した際は、県民の皆さんに予報等を発令します。水環境においては、平成29(2017)年6月に策定した第8次総量削減計画に基づき伊勢湾の汚濁負荷削減に取り組めます。一方、環境に著しい影響を与えるおそれのある一定規模以上の開発事業等を対象として、環境に与える負荷をできる限り低減させることを目的に、環境影響評価を実施します。
- ②自動車環境対策では、NOx・PM法対策地域内における二酸化窒素や浮遊粒子状物質の削減状況を調査し、「三重県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画」の進行管理と地域全体での環境基準の達成状況を把握します。
- ③生活排水対策は、平成28(2016)年に策定した「生活排水処理アクションプログラム」に基づき、市町と連携して下水道、浄化槽および集落排水施設等の効率的・効果的な整備を進め、未整備人口の解消を図ります。

- ④伊勢湾の再生に向け、「三重県海岸漂着物対策推進計画」に基づき、海岸管理者、県民の皆さん、民間団体、企業等による協力体制を拡充していきます。「伊勢湾 森・川・海のクリーンアップ大作戦」の取組を三県一市の連携により展開し、参加者の拡大を図っていきます。引き続き、国の予算を活用して回収・処理および発生抑制対策事業を実施します。
- ⑤環境に関する課題に対応した調査研究および検査精度の確保にかかる研究事業を行い、研究成果を公表等していきます。

